

14.5  
577

愛知縣政府管掌健康保險概況

同縣健康保險課編

昭和十一年版



0035334-000

14.5-577

愛知縣政府管掌健康保險概況

愛知縣警察部健康保險課・編

愛知縣警察部健康保險課

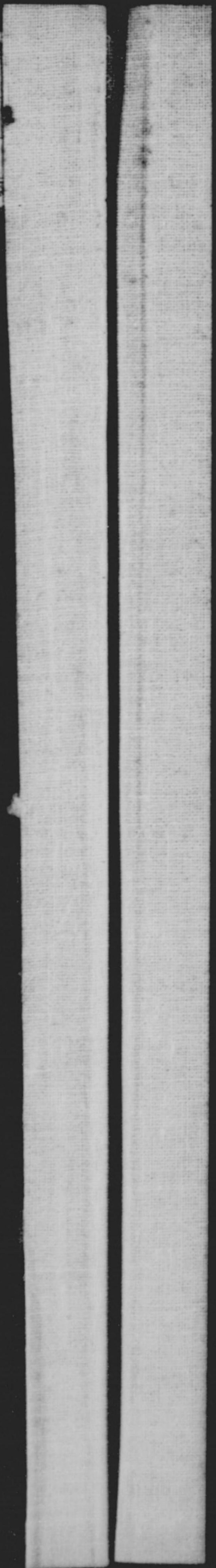
昭和11年版

昭11

AGD



14, 5  
577





14.5

577

愛知縣政府管掌健康保險昭和十一年版概況

愛知縣警察部健康保險課



例言

- 一、本書は受知縣知事に於て掌る政府管掌健康保險の大勢を記述したものである。故に健康保險法施行令第七條の規定に依り内務大臣に於て指定した官業共済組合の組合員たる被保險者の分を含んでゐない。
- 二、本書中年度とあるは四月一日より翌年三月三十一日迄を謂ふものである。
- 三、本書は主として昭和十年年度迄の実績又は昭和十一年七月末に於ける現状を明かならしむることを主眼としたものである（尤もその後の事項を掲げたものもある）。
- 四、本書の中に「本廳」とあるは警察部健康保險課に於て直接取扱に係る分を、「出張所」とあるは健康保險出張所に於て取扱に係る分を指すものである。
- 五、本書の中に「？」を記してあるのは事實の該當なき意味を、「？」を記してあるのは事實の不詳なる意味を表はしたものである。
- 六、本書を閲するには先づ健康保險制度の内容を知つて置く方が好ましいと思はれる。故に特に「健康保險制度の概念」なる記事を附録として掲げたわけである。



昭和十一年十月

愛知縣警察部健康保險課



愛知縣政府管掌健康保險昭和十一年版概況目次

第一章	現業機關	一
第一	沿革	一
第二	現業機關の組織	二
第三	令規の制定及健康保險通報の發行	五
第四	健康保險特別會計の收支決定計算	六
第二章	工場、事業場及事業	八
第三章	被保險者	一八
第一	靜態	一九
第二	動態	二一
第三	標準報酬	二五
第四章	保險給付	二七
第一	總說	二七
第二	傷病に関する給付	三〇



	(ニ)(ハ)(ロ)(イ)	医療機関	三〇
		療養の給付	三九
		療養費	五〇
		傷病手当金	五三
第三		死亡に關する給付	五五
	(ロ)(イ)	埋葬料	五五
		埋葬費	五八
第四		分娩に關する給付	六〇
	(イ)	分娩費	六〇
	(ロ)	産院收容	六一
	(ハ)	助産の手當	六一
	(ニ)	出産手当金	六四
第五章		保健施設	六五

第六章		保険料	七〇
第一		調定額及収入額	七〇
第二		滞納處分	七七
第七章		保険經濟	七九
第八章		政府管掌健康保険に於ける愛知縣の地位	八一
參考			八六
第一		官業共濟組合	八六
第二		健康保險組合	八七
第三		愛知第一次健康保險審査會	九四
第四		愛知縣の概観	九六
(附録)			
		健康保險制度の概念	九九



# 愛知縣政府管掌健康保險昭和十一年版概況

愛知縣警察部健康保險課



わが國の健康保險制度は大正十一年四月法律第七十號を以て健康保險法を公布せられその制度の確立を見たもので、この法律は大正十五年七月一日よりその一部を施行せられ、昭和二年一月一日よりその残り全部を施行せられたものである。

地方に於ける政府管掌健康保險の現業機關として、大正十五年十月一日健康保險署を各府縣に一箇所宛、北海道に四箇所設置せられたが、その後この官署は昭和四年七月三十一日限り廢止せられ、これが事務は道府縣廳（東京府に在りては警視廳）に移管せられたものである。

右の如くにして愛知縣に在りても大正十五年十月一日名古屋市中區永金町一丁目（當時は御器所町と稱し



二  
てゐた)に愛知健康保険署を設置せられたが、昭和四年七月三十一日廢止せられその事務を愛知縣廳に移され、愛知縣廳に於ては同年八月一日警察部に健康保険課を設置してこの事務の主管課たらしめたものである。而してその後昭和十年五月一日愛知縣豐橋健康保険出張所を設置せられたので、右の警察部健康保険課に於て取扱ふ健康保険事務の一部をこの健康保険出張所に於て取扱ふことになり今日に至つたものである。

## 第二 現業機關の組織

愛知縣に於ける政府管掌健康保険の現業機關は、知事を首班として次に警察部長があり、その下に警察部健康保険課と健康保険出張所とがあつて、これに所屬する職員は昭和十一年十月一日現在に依れば高等官二人、判任官五九人、その他一六五人、計二二六人である(後記の無給囑託醫四人を含む)。

警察部健康保険課は既記の如く昭和四年八月一日設置したもので、同課の分掌事務は愛知縣處務細則に規定する所左の通りである。

- (一) 被保險者資格及標準報酬ニ關スル事項
- (二) 健康保険特別會計ニ屬スル歳入ノ徵收ニ關スル事項
- (三) 健康保険特別會計ニ屬スル收入金現金ノ出納保管ニ關スル事項
- (四) 健康保険特別會計經費ノ支出ニ關スル事項

- (五) 健康保険ニ伴フ歳入歳出外現金ノ出納保管ニ關スル事項
- (六) 健康保険特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
- (七) 保険給付ニ關スル事項
- (八) 健康保険法ニ依ル保健施設ニ關スル事項
- (九) 健康保険組合ノ監督ニ關スル事項
- (一〇) 健康保険出張所ノ監督ニ關スル事項
- (一一) 健康保険法ニ依ル審査ノ請求ニ關スル事項
- (一二) 健康保険法ニ依ル訴願及訴訟ニ關スル事項
- (一三) 健康保険ノ統計ニ關スル事項
- (一四) 健康保険法第六十七條ニ依ル損害賠償請求ニ關スル事項
- (一五) 健康保険特別會計所屬物品ノ出納保管ニ關スル事項
- (一六) 健康保険特別會計所屬電話ニ關スル事項
- (一七) 健康保険特別會計所屬交換手、給仕、使丁等ニ關スル事項
- (一八) 前各號ノ外健康保険法ニ關スル事項

次に健康保険出張所は既記の如く昭和十年五月一日愛知縣豐橋健康保険出張所を設置せられたもので、管



轄区域は三河國一圓である。尙この豊橋健康保険出張所の所在場所は豊橋市花田町である。

警察部健康保険課長は地方事務官、健康保険出張所長は属で、警察部健康保険課員及健康保険出張所員たる職員数は昭和十一年十月一日現在に依れば左の通りである。

四

官 職 名	警察部健康保険課員数	健康保険出張所員数	計
地 方 技 師	一		一
属	四二	一六	五八
健康保険視察員嘱託	七	三	一〇
健康保険醫療給付及保健施設事務嘱託		一	一
雇	八八	三八	一二六
自 動 車 運 轉 手	一		一
電 話 交 換 手	一		一
給 仕	四	三	七
使 丁 又 は 小 使	三	二	五
合 計	一四七	六四	二一一

備考

- 1、警察部健康保険課勤務の地方技師と健康保険視察員嘱託のうち五人は一般會計支辨職員で、他は全部健康保険特別會計支辨職員である（警察部健康保険課長たる地方事務官、健康保険出張所長たる属並に次記の健康保険相談所職員及無給嘱託醫も健康保険特別會計の支辨に属するものである）。
- 2、雇には臨時雇の名義のものをも含む。

警察部健康保険課及健康保険出張所の外に健康保険相談所なるものが二ある。その一は愛知縣名古屋健康保険相談所でこれは警察部健康保険課に属し、その一は愛知縣豊橋健康保険相談所でこれは豊橋健康保険出張所に属してゐる。而してこの健康保険相談所に勤務する職員数は昭和十一年十月一日現在に依れば左の通りである。

職 名	名古屋健康保険相談所勤務者数	豊橋健康保険相談所勤務者数	計
醫 員 嘱 託	一	一	二
事 務 嘱 託	一	一	二
看 護 婦	二	二	四
使 丁 又 は 小 使	一	一	二
合 計	四	五	九

備考

豊橋健康保険相談所の職員嘱託は豊橋健康保険出張所勤務の健康保険醫療給付及保健施設事務嘱託と同一人である。

現業機關の職員として以上の外に無給嘱託醫（健康保険醫療給付及保健施設事務嘱託）が四人ある。

### 第三 令規の制定及健康保険通報の發行

健康保険に関する法律の施行上必要な令規を縣令又は告示を以て定めたものは左の如くである。

五



- (い) 縣令
- (一) 愛知縣知事ノ掌ル健康保險ノ被保險者ニ關スル件(昭和十年五月一日縣令第三十六號)
- (二) 健康保險助産手當規則(昭和八年七月二十五日縣令第六十二號)
- (ろ) 告示

- (一) 健康保險產婆規程(昭和六年十二月二十六日告示第千百六十號)
- (二) 健康保險相談所規程(昭和十年一月十八日告示第五十四號)

健康保險の事業主、被保險者などに對し、健康保險に關する法令その他制度の趣旨の徹底に資するため、警察部健康保險課より「愛知縣健康保險通報」なる印刷物を、豊橋健康保險出張所より「愛知縣豊橋健康保險出張所通報」なる印刷物を孰れも毎月一回發行してゐる。前者は昭和四年一月より發行し(尤も發行しなかつた月もある。又第四十號迄は單に「健康保險通報」なる題名であつた)、後者は昭和十年六月より發行してゐるもので、これ等の印刷物には健康保險に關する法令、保險醫の異動、事業主に對する通牒その他健康保險に關する時事情報などを掲載し、これを事業主などに對し無償を以て配付してゐるものである。

#### 第四 健康保險特別會計の收支決定計算

健康保險特別會計の歳入徴收官及支出官としての知事及健康保險出張所長の取扱に係る健康保險特別會計

の收入及支出の決定計算額は左の如くである。

年 度	收 入		支 出	
	保 險 料	そ の 他	保 險 給 付 費	そ の 他
昭和元年度	三、八、七〇三、三三	一、四一、四四一	二、五、四〇一、一一	四七、〇〇
昭和二年度	一、〇一、五九一、四九	一、四一、四四一	一、〇、五九四、三〇	四、八四一、九四
昭和三年度	一、二九、六九一、一五	四三、四三三	二六、八四一、五七	五、一八二、八一
昭和四年度	一、三九、六三九、二二	二、九二、八〇	一、三三、三三二、〇一	五、二六五、二六
昭和五年度	一、一七、九七七、四四	二、六〇、三六	一、一七、五七七、〇二	五、五四八、九四
昭和六年度	一、〇六、六六一、一〇	四、九〇、三三	一、〇三、〇五一、四二	九、六七七、四七
昭和七年度	一、〇八、六四二、六〇	三、三三、六六	一、〇三、七七七、六六	六、一七二、七二
昭和八年度	一、八九、九三〇、九四	二、九一、二六	一、八二、八三三、〇〇	二、四〇一、九〇
昭和九年度	一、三九、七六二、七二	二、八〇、三三	一、四〇〇、四六三、〇四	九、一八二、六四
昭和十年度	本 廳 一、六二、一九三、九	三、八二、三三	一、六四、九二一、七四	一三、五六、九〇
出 張 所	四、九五、一六六	五〇、九五	四、四四、四九	七、四四五、〇四
計	二、〇四、〇五七、〇五	四、三三、三〇	二、〇四、〇五七、〇五	二一、〇三、九四
昭和十一年度	本 廳 三、六二、八二一、五八	一、二六、八二	三、六四、〇九〇、四〇	二、四八、二二
出 張 所	一、二二、四二七、四	二、七九、三九	一、二二、六九七、三三	一、八四、〇一
計	四、八五、二四九、〇二	一、五四八、二一	四、八六、七八七、七三	四、〇七二、三三
(昭和十一年七月三十一日迄)				
計	三、六二、八二一、五八	一、二六、八二	三、六四、〇九〇、四〇	二、四八、二二
	一、二二、四二七、四	二、七九、三九	一、二二、六九七、三三	一、八四、〇一
	四、八五、二四九、〇二	一、五四八、二一	四、八六、七八七、七三	四、〇七二、三三
	三、六二、八二一、五八	一、二六、八二	三、六四、〇九〇、四〇	二、四八、二二
	一、二二、四二七、四	二、七九、三九	一、二二、六九七、三三	一、八四、〇一
	四、八五、二四九、〇二	一、五四八、二一	四、八六、七八七、七三	四、〇七二、三三



## 第二章 工場、事業場及事業

昭和十一年七月三十一日現在の被保険者を使用する工場、事業場及事務所（事務所とあるは工場又は事業場のない事業に於ける事務所である。以下これに同じ）の数は八、九四四で、同日現在の被保険者数は一七四、六七八人であるが故に工場、事業場及事務所一當りの被保険者数は一九人五三二である。

種別	本		出張所		計
	男	女	男	女	
強制被保険者の使用せらるる工場、事業場及事務所数	三、三六	三、三六	一、一五	二	三
健康保険法第十三條第三號該當事業	六、二九二	六、二九二	二、六四〇	八	八、九三二
任意包括被保険者の使用せらるる事業	五	五	八	八	一三
合計	六、二九七	六、二九七	二、六四八	一六	八、九六三

備考  
 1、「工場法適用工場」とあるは工場法第一條の規定に依り同法の適用を受ける工場を謂ふものである。  
 2、「強制被保険者」とあるは健康保険法第十三條の規定に依る被保険者、「任意包括被保険者」とあるは健康保険法第十五條の規定に依る被保険者を謂ふものである（茲に記載してないがこの外に「任意繼續被保険者」といふものがある。これは健康保険法第二十条の規定に依る被保険者を謂ふものである）。

右の工場、事業場及事務所の数を業態別に分別すれば左の如くで、健康保険法第十三條第三號該當事業の物の製造、加工、選別、包装、修理又は解體の事業の分が最も多く、即ち全數の約四割を占め、次は工場法適用工場の染織工場で、これは全數の約二割に當る（通覽の便宜上被保険者数をも掲げる）。

業態	本		出張所		計	
	男	女	男	女	男	女
染織工場	一、三六五	三、五三三	三、五八八	二、〇四四	一、七、一三三	五、五七七
機械器具工場	二、三四三	一、三四三	二、〇一〇	二、二五	三、〇二〇	一、四六七
化學工場	二、八五五	四、三四四	三、六四九	三、〇九七	六、五四四	七、四四二
飲食物工場	二、〇七七	九、四	五三三	一三七	二、六一〇	一、〇五二
雑工場	一、三五六	一、七九〇	一、九四七	一、三三二	二、二九四	三、一〇二
合計	一、〇、三三三	四、五、三三六	一、三、一八八	一、二、〇一〇	一、一、五、五二一	一、一、七、三四六



業 該 當 事	第 三 號	第 十 三 條	健 康 保 險 法 第 三 條	業 務 種 別							
				合 計		工 場		特 別 工 場		合 計	
電 氣 の 傳 導 又 は 動 力 の 發 生 若 は 傳 導 の 事 業		鑛 物 の 採 掘 又 は 採 取 の 事 業		物 の 製 造 、 加 工 、 選 別 、 包 裝 、 修 理 又 は 解 體 の 事 業		金 屬 精 鍊 工 場		電 氣 工 場		そ の 他 の 工 場	
二	一	三〇七	三								
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五
二	三	九九五	二								
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
三	五	四〇三	三								
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五

工 場 業 場 及 適 用 事 業 法	業 務 種 別						業 務 種 別
	合 計		石 炭 山		石 油 山		
計		計		計		計	
三						二、九四四	三
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
五二三	六九	四四四				九、八七	四三
二						一、五三	六
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
五三	三	三				三、二七	二
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
五三	三	三				三、〇六	三
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
六八	五	五				七、八七	七
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
六八	五	五				七、八七	七



業 種	工場、事業場 及事務所数		被保険者数		工場、事業場 及事務所数		被保険者数	
	計	男	計	女	計	男	計	女
地方鐵道法又は軌道法の適用を受くる事業	0		1,446	108	0		2,699	154
自動車、荷牛馬車又は荷車に依る運送事業	250		3,459	1,444	5		4,330	2,370
索道に依る運送事業	336		3,600	1,411	1		4,547	2,370
任意包	5		18,336	9,521	115		24,299	12,699
括被保	5		2,787	1,072	3		3,689	1,689
險者使	5		9,009	3,191	3		12,800	4,880
用事業	5		19,009	7,763	8		28,009	10,553
合 計	336		36,000	15,446	134		48,000	23,699

業 種	工場、事業場 及事務所数		被保険者数		工場、事業場 及事務所数		被保険者数	
計	男	計	女	計	男	計	女	
總計	6,262	7,662	26,688	18,010	8,494	4,744	34,772	27,674

備考

- 1、被保険者数には任意繼續被保険者を含んでゐない。
- 2、石炭山とあるは全部亞炭を採掘するものである。

右表の「計」(即ち本廳と出張所との合計)に就いて工場、事業場及事務所数並に被保険者数の各その總計に對する割合を求むれば左の如くである。

業 種	工場、事業場 及事務所数		被保険者数		工場、事業場 及事務所数		被保険者数	
	計	男	計	女	計	男	計	女
染織工場	1,268	986	33,000	7,000	0.00	0.00	70.00	15.00
機械器具工場	504	504	11,011	2,480	0.01	0.01	29.99	5.48
化學工場	504	504	5,544	3,945	0.01	0.01	15.11	8.77
飲食物工場	161	161	1,800	3,680	0.00	0.00	5.00	10.11
雜工場	62	62	8,533	4,677	0.00	0.00	23.67	12.80
特別工場	6	6	1,077	740	0.00	0.00	2.96	1.64
合 計	4,477	4,477	50,000	37,000	0.00	0.00	100.00	100.00
事業場	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石炭山	3	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石油山	2	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金屬山	2	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業場	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00



業	業態	工場、事業場及事務所数	上記のその總計に對する割合	被保險者數	上記のその總計に對する割合
鑛業法 適用事 業場及 工場	工場 計	金屬精鍊工場	0.7	608	0.35
		電氣工場 その他の工場			
健康保 險法第 十三條 第三號 該當事 業	計	物の製造、加工、選別、 包裝、修理又は解體の 事業	4.0	26,977	16.5
		鑛物の採掘又は採取の 事業	5.1	576	0.3
任意保 險者使 用事業	計	電氣の傳導又は動力の 發生若くは傳導の事業	0.5	556	0.3
		地方鐵道法又は軌道法 の適用を受ける事業	0.1	55	0.03
任意保 險者使 用事業	計	自動車、荷牛馬車又は 荷車に依る運送事業	3.5	4,477	2.7
		索道に依る運送事業	0.1	106	0.06
任意保 險者使 用事業	計	貨物積卸業	0.1	75	0.04
		物品製造業	0.1	3	0.01
合計	合計	100.0	124,648	100.0	

昭和十一年七月三十一日現在の工場、事業場及事務所數をその使用せらるる被保險者數（任意繼續被保險者を除く）の多寡に依つて區別すれば左の如くで、被保險者數一〇人未滿の工場、事業場及事務所數は最も多く、即ち全數の約六割に當る（通覽の便宜上被保險者數をも掲げる）。

使用せらるる被保險者數	本 廠		出張所		計	
	工場、事業場及事務所數	被保險者數	工場、事業場及事務所數	被保險者數	工場、事業場及事務所數	被保險者數
一〇人以上二〇人未滿	3,777	20,939	1,893	9,333	5,670	30,272
二〇人以上五〇人未滿	1,277	17,549	371	5,218	1,648	22,767
五〇人以上一〇〇人未滿	651	14,705	236	7,113	1,087	21,818
一〇〇人以上二〇〇人未滿	249	7,218	80	5,448	39	12,666
二〇〇人以上三〇〇人未滿	135	4,459	41	5,890	176	10,349
三〇〇人以上五〇〇人未滿	43	1,016	33	3,344	55	4,360
五〇〇人以上一,〇〇〇人未滿	23	9,233	10	3,600	33	12,833
一,〇〇〇人以上一,五〇〇人未滿	1	7,200	2	1,035	3	8,235
一,五〇〇人以上二,〇〇〇人未滿	1	1,807	1	2,797	2	4,604
合計	15,000	124,648	4,183	100,000	19,183	223,648







年 度	強制被保険者使用工場、事業場及事業		計	任意包括被保険者使用事業場及事務所数	計	昭和十年末現在と昭和十一年末現在との差
	工場法適用工場数	健康保険法第十三條第三號該當事業場及事務所数				
昭和五年度末現在	二、九六六	一七	三、〇〇三	二二	三、〇二五	107
昭和六年度末現在	三、〇三三	二六	三、〇五九	二二	三、〇八一	107
昭和七年度末現在	三、〇六九	二六	三、一四五	二七	三、一七二	107
昭和八年度末現在	三、四八四	二四	三、五〇八	二二	三、五三〇	107
昭和九年度末現在	四、〇〇一	二六	四、〇二七	二四	四、〇五一	107
昭和十年度末現在	二、九二九	三三	三、〇六二	三五	三、〇九七	107
昭和十一年七月三十一日現在	二、九四四	三三	三、〇七七	三五	三、一一二	107
出張所	一、二六四	二	一、二六六	八	一、二七四	26
計	四、二一三	三三	四、二四六	四三	四、二八九	133

備考 昭和九年度末現在には昭和九年法律第十三號健康保険法中改正法律に依り新に健康保険法の適用を受けた分を含んでゐない。

### 第三章 被保険者

#### 第一 静観

昭和十一年七月三十一日現在に於ける被保険者数は左の通り一七四、六七八人で、このうち男は五四％七九、女は四五％二一に當る。又全数のうちその殆どは強制被保険者である。

種 別	本 所		出 張 所		合 計	
	男	女	男	女	男	女
工場法適用工場に使用せらるる者	五、九三三	三、九二四	二、九五六	二、二七七	七、九〇一	六、二〇二
健康保険法第十三條第三號該當事業場に使用せらるる者	四四四	六九	八二	一三	五二六	八二
強制被保険者	六、三七七	四、〇一三	三、〇三八	二、二九〇	九、四一五	六、三〇四
任意包括被保険者	一、二七三	九五一	五、八五三	三、一七六	七、〇二六	二、三六九
任意繼續被保険者	七、七三三	四、四四四	二、九三三	二、九四六	一〇、六六六	七、三一三
合 計	七、六八三	四、九五七	一八、〇〇〇	二九、四六九	二五、六八三	一七、五七二

右の被保険者数を工場、事業場又は事務所の所在地たる郡市別（任意繼續被保険者に在りては住所地たる郡市別）に掲ぐれば左の如くである。これに依れば被保険者数の最も多いのは名古屋市で全数の約三七％を占め、次は知多郡、豊橋市、中島郡、岡崎市などの順序である（通覧の便宜上工場、事業場及事務所数をも掲げる）。



郡市	工場、事業場、事務所数	被保険者数		郡市	工場、事業場、事務所数	被保険者数	
		男	女			男	女
本廳直管内	六、二九六	七、六六二	四、九五七	知多郡	七〇二	六、一四〇	八、三六八
東區	七六	一一、〇六四	三、一九二	出張所管内	二、六四八	一八、〇二〇	二九、四六九
名古屋區	四九八	六、六〇四	二、八四	豊橋市	五二	三、七二六	二〇、七七六
西區	一、三二	一七、一九九	三、三三四	岡崎市	四二〇	四、九〇五	四、七五四
中區	七〇九	一七、三三三	二、四七二	碧海郡	四二四	三、四〇二	四、〇二二
市南區	三、一六四	五二、一〇九	一一、七一〇	幡豆郡	三五九	一、一六四	三、二七〇
計	二九	二、一四六	二、九三三	額田郡	一八六	四一九	五八五
一宮市	四〇	二、六八一	八九二	西加茂郡	五九	四六六	五三二
瀬戸市	四六	四四	二七	東加茂郡	二九	一六三	一七三
愛知郡	二〇五	二、七四	一、八四八	北設楽郡	七二	五二	一七
東春日井郡	一六二	四、〇七五	三、三〇〇	南設楽郡	三九	二五	四六
西春日井郡	三三	一、〇三六	五、一七	寶飯郡	三三	二、三六七	四、〇七一
丹羽郡	二四六	五、六九	二、五二五	渥美郡	二	五六四	一、三三
栗原郡	五七	三、〇三三	八、三三四	八名郡	二	六七	五
中島郡	二五	二、五五五	四、三三四	合計	八、六四四	五、七〇三	一七、六六八
海部郡							

前記昭和十一年七月三十一日現在の被保険者数のうち強制被保険者及任意包括被保険者の数をその使用せ

らるる工場、事業場及事務所の業態別に分ければ第二章所載の通りで、工場法適用工場の染織工場に使用せらるる被保険者数（全数の約四〇％）が最も多く、次は健康保険法第十三條第三號該當事業の物の製造、加工、選別、包装、修理又は解體の事業に使用せらるる被保険者数（全数の約一七％）、次は工場法適用工場の機械器具工場に使用せらるる被保険者数（全数の約一四％）である。

第二 動態

被保険者の異動状況を観れば左の如くで、昭和五年度に於て大いに減少したが爾後逐年大増加を見、更に昭和十年度に至り著しく増加を示した。この昭和十年度の著増は主として昭和九年法律第十三號健康保険法中改正法律の施行に依り被保険者の範圍を擴張せられたがためである。

年 度	増	減	差引増減(△は減)	年度末現在	上記数の昭和元年度末現在を一〇〇としたる指数
大正十五年 度	一〇八、七〇六	三三、三三三	△七五、三七三	八五、七〇二	一〇〇
昭和二年 度	五五、八三三	六〇、七〇〇	△四、八六七	八〇、四八四	九四
昭和三年 度	六七、五〇四	六七、二二三	二九二	八〇、七五五	九五
昭和四年 度	八〇、〇五八	六六、六〇七	一、四五一	八二、一八六	九六
昭和五年 度	六七、四八八	八四、七四三	△一六、七五五	八五、三九二	九七
昭和六年 度	八四、〇七七	七二、〇〇八	一一、四六九	七、八六〇	九二







「男」欄の數と「女」欄の數との合算數がその「計」欄の數に合致しないものがあるのは男、女、計の各別に平均數を算出したからである。「本廠」欄の數と「出張所」欄の數との合算數がその「計」欄の數に合致せざるものもあるも亦同様の故である。

次に最近一箇年間に於ける各月末現在被保險者數を示せば左の如くで、昭和十一年一月より同年三月迄の減少は主として毎年繰返す製絲工場の一齊休業のためである。

年 月	本 廠	出 張 所	計	昭和十年八月末現在を 一〇〇としたる指數
昭和十年八月末現在	一七、五〇〇	四、七五五	二二、二五五	100
昭和十年九月末現在	一四、七五〇	四、五〇六	一九、二五六	99
昭和十年十月末現在	一五、三三三	四、三〇〇	一九、六三三	100
昭和十年十一月末現在	一六、〇〇〇	四、五五六	二〇、五五六	101
昭和十年十二月末現在	一七、二七〇	四、七九九	二二、〇六九	100
昭和十一年一月末現在	一六、三三三	三、三七七	一九、七一〇	99
昭和十一年二月末現在	一六、二九九	三、三六九	一九、六六八	99
昭和十一年三月末現在	一七、七一九	四、〇七二	二一、八七一	100
昭和十一年四月末現在	一三、四二二	四、五二二	一七、九四四	99
昭和十一年五月末現在	一三、六四六	四、五〇七	一八、一五三	100
昭和十一年六月末現在	一三、三三六	四、九一八	一八、二五四	100
昭和十一年七月末現在	一七、八九九	四、七八九	二二、六八八	100

第三 標準報酬

昭和十一年七月三十一現在に於ける標準報酬等級別被保險者數は左の如くで、男は第七級の者が最も多く女は第三級の者が最も多い。又全體的に觀ても第三級の者が最多である。

標準報酬等級	本 廠		出 張 所		合 計	
	男	女	男	女	男	女
第一級	三八八	一〇〇	一四二	二、五五三	四六〇	三、五五四
第二級	四、七七八	八、四九一	一、七五七	六、〇二七	六、五三五	一四、五八八
第三級	六、七六六	一三、三〇〇	一、六三八	八、七〇二	八、三四四	二二、〇三三
第四級	五、三三三	一〇、四三三	一、四四七	六、二六七	六、六七三	一三、三九二
第五級	四、六六六	七、二六八	一、四六〇	三、三三六	六、一四六	一〇、四八四
第六級	六、一〇〇	四、六八五	一、七四一	一、八六三	七、九〇二	六、五四八
第七級	一六、九〇〇	四、〇八八	五、〇七四	八〇四	二二、〇五四	二六、九四六
第八級	二二、六〇九	二、六三三	二、五二八	四三	二五、六一二	二六、〇四〇
第九級	八、二三三	三〇	一、二二六	一、一	九、四五九	一、四三三
第十級	五、三三六	二二	五六一	一、一	五、九〇七	一、四三三
第十一級	二、八八五	三	二六五	一	三、一五〇	一、四三三
第十二級	一、三三九	一	一三五	一	一、六六四	一、四三三



標準報酬等級	本 廳		出張所		合 計	
	男	女	男	女	男	女
第一級	八六六		三		八六九	
第一四級	五八		四		六二	
第一五級	三三		二		三五	
第一六級	三〇		二		三二	
合計	七、六六二	四九、五七	一八、〇一〇	二九、四六九	二五、六七二	七九、九四一

次に毎年度末現在などの被保険者平均標準報酬日額を示せば左の如くで、全体の平均に就いて観るに昭和五年度末現在を境としてその後は一段と低下を示してゐる。

年 度	平均		年 度	平均	
	男	女		男	女
昭和元年度末現在	一、四一四	七六八	昭和八年度末現在	一、二五九	五七〇
昭和二年度末現在	一、四〇八	七三二	昭和九年度末現在	一、二七七	五六六
昭和三年度末現在	一、四〇九	六九〇	昭和十年度末現在	一、二四五	五五九
昭和四年度末現在	一、四〇二	六八四	昭和十一年度末現在	一、二〇八	五三三
昭和五年度末現在	一、三〇一	六三三	昭和十一年度末現在	一、一六四	五〇四
昭和六年度末現在	一、二一五	五七五	昭和十一年度末現在	一、一三九	四八〇
昭和七年度末現在	一、二六六	五五六	昭和十一年度末現在	一、一三七	四七〇

備考

保険料率は標準報酬日額一圓について四錢の分のみで、標準報酬日額一圓について八錢の分はない。

### 第四章 保険給付

#### 第一 總説

保険給付全體の件数、日数、費用額などは左の如くである。尙左に依れば昭和十年度の費用額及金額の總額は一、八七六、五四三圓七三で、その大部分は傷病に關する給付の分である。即ちこの總額のうち傷病に關する給付の分は九割四分を占めてゐる。

#### (一) 傷病に關する給付

年 度	療養の給付			療養費			傷病手當金			費用額及金額計
	件数	日数	費用額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	
昭和元年度	六四、九三	四四九、四八	一五、八四九、九	一	一	一	三七、六三九	三〇、九七九	一八、八七七、六	
昭和二年度	二七四、二五三	二、四〇四、七四	六六、三〇、五二	二五	七〇〇	六二六、三	四六、九三三	三六、八四、六五	九六、七四三、三	
昭和三年度	二六一、九四五	二、七四四、四八	六八、〇〇、三三	二四	五八	六三三、七	五九、六三二	三六、二、五九、八九	一、〇四三、二八、八四	
昭和四年度	二四〇、八三二	二、九七七、三九	七三、二〇、三七	二九	八五二	一、六〇〇、四四	六二、一三二	四八、三六、〇六	一、一五三、〇五、八七	



年 度	療養の給付		療養費		傷病手當金		費用額及金額計
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	
昭和五年度	二四七、七六六	三、三六二、〇〇六	二九	七〇二	三三、三二六	六四一、三五八	一、一五二、七七、五八
昭和六年度	二三四、六六六	三、二六二、八六三	三〇	五九二	二二、四七四	四三三、六八八	九四一、八三九、七〇
昭和七年度	二三〇、六一〇	三、一〇四、〇四三	二五	七二二	一九、三七八	四二七、五六一	八五五、六三三、三〇
昭和八年度	二五六、八六六	三、五二一、八八三	二四	二五九	二二、六九九	四七二、七九八	一、〇〇四、六四九、六六
昭和九年度	三〇四、〇一七	三、八五五、四六三	二八	五九三	三三、八七六	五八、五五三	一、一七五、九四九、〇七
昭和十年度	三三〇、七三六	四、三二一、五五五	五六	一、三三二	三三、五八八	六〇一、二四四	一、七三三、四七九、三三
本廳	一一三、一三七	一、四七九、一七七	四	四九	七、〇八一	一六、九四四	七〇、一九九、〇六
出張所	四四二、四三三	五、七九二、六九二	六〇	一、二四一	二九、六四九	七六八、一四八	四四九、四二、七四
計							

備考

- 療養の給付の費用額は健康保険署又は縣廳に於て直接支拂した費用額に、愛知縣醫師會が日本醫師會より受けた診療報酬額、愛知縣商科醫師會が日本商科醫師會又は社會局より受けた診療報酬額、愛知縣藥劑師會が日本藥劑師會より受けた調劑報酬額（以上孰れも事務費を含む）を加へた額である（愛知縣商科醫師會に對する診療報酬は昭和二年十月分より昭和八年九月分迄健康保険署又は縣廳に於て直接支拂したものである）。
- 昭和元年度の分は昭和二年一月より同年三月迄の分である（以下、これに同じ）。
- 件数は同一の疾病又は負傷及これに因り發したる疾病につき數回に分ちて給付したものは、この數回分を合して一件とし計算したものである。出産手當金の如き亦同様である。

(二) 死亡に關する給付

年 度	埋葬料		埋葬費		計
	件数	金額	件数	金額	
昭和元年度	五	一、四八〇、〇〇	八	一八、四五五	一、六二八、四五
昭和二年度	五九七	一四、四一〇、〇〇	一五	二五、六二九	一四、六六六、二九
昭和三年度	六五三	一五、八〇四、〇〇	九	一五、〇〇〇	一五、九九九、〇〇
昭和四年度	七三二	二四、六八一、〇〇	五	一〇五、八〇〇	二四、七六六、八〇
昭和五年度	六四八	三三、五七五、〇〇	一	二六、〇〇〇	三三、六〇一、〇〇
昭和六年度	七〇四	三三、六六一、〇〇	六	一七、三八九	三三、八四九、八九
昭和七年度	六〇三	二〇、五五五、〇〇	九	一九四、〇〇〇	二〇、七四九、〇〇
昭和八年度	六二九	二二、七八九、〇〇	二	三三〇、四五五	二三、〇一九、四五
昭和九年度	七六六	二七、五四〇、〇〇	一五	三三八、四五五	二七、八三三、四五
昭和十年度	八四七	三〇、三八一、〇〇	三〇	六七七、〇二	三〇、〇五八、〇二
本廳	二八五	九、〇四五、〇〇	二	三三、六六	九、〇八八、六六
出張所	一、一三三	三九、四三六、〇〇	三三	七二〇、六七	四〇、二一六、六七
計					

(三) 分娩に關する給付

年 度	分娩費		産院收容		助産の手當		出産手當金		金額及費用計
	件数	金額	件数	日数	件数	費用額	件数	日数	
昭和元年度	一三七	二、四四〇、〇〇	一	一	一	一	一三七	三、五五	二、六五、六六
計									



年 度	分娩 費		産院 收容		助産の手當		出產手當金		金額及費 用額計
	件数	金額	件数	日数	件数	費用額	件数	日数	
昭和二年度	1,259	25,100.00					1,399	46,926.00	50,826.00
昭和三年度	1,377	27,300.00					1,577	55,237.00	50,501.00
昭和四年度	1,433	28,610.00					1,322	30,544.00	59,054.00
昭和五年度	1,566	31,200.00					1,792	57,486.00	60,286.00
昭和六年度	1,477	28,000.00			2	10.00	1,644	61,826.00	57,826.00
昭和七年度	1,452	26,300.00			9	5,044.00	1,582	61,055.00	43,891.00
昭和八年度	1,409	24,100.00			11	6,485.00	1,627	62,622.00	43,593.00
昭和九年度	1,666	26,900.00			1	7,249.00	1,768	65,354.00	51,541.00
昭和十年度	1,360	23,680.00			1	6,444.00	1,263	60,453.00	43,966.00
本 廳	1,095	20,996.00			1,047	5,026.00	929	43,788.00	29,961.00
出張所	2,455	28,677.00			2,297	11,454.00	2,092	104,280.00	77,977.00
計									

第二 傷病に関する給付

(1) 醫療機關

昭和十一年六月三十日現在に於ける醫療機關は保險醫一、九三〇人、保險藥劑師三八一人及官立大學附屬醫院一である。

右のうち官立大學附屬醫院は名古屋醫科大學附屬醫院（所在場所名古屋市中區鶴舞町）で、昭和四年九月二十日より健康保險の醫療機關となつたものである。この醫院は元公立（愛知縣立）であつたが昭和六年五月一日官立になつたもので、元は縣立愛知醫科大學附屬醫院と稱してゐたものである。

前記の保險醫數一、九三〇人のうち醫師たる保險醫は一、三二三人、齒科醫師たる保險醫は六〇七人である（醫師も齒科醫師も一人にして診療所を數箇所有する者はこれを各別に計算したものである）。これを昭和十一年六月三十日現在の愛知縣に於ける開業醫師又は開業齒科醫師の數に對比すれば左の如くである。

醫師、齒科醫師の別	開業醫師又は開業齒科醫師數	保險醫數	開業醫師又は開業齒科醫師數に對する保險醫數の割合	保險醫一人當り被
醫師	1,935	1,323	68.5%	1.45人
齒科醫師	902	607	67.3%	1.48人

備考

- 1、開業醫師又は開業齒科醫師數には公私立の病院、醫院、醫局などに勤務する醫師又は齒科醫師を含み、官公署又は官立病院に勤務する醫師又は齒科醫師を含まない。
- 2、保險醫一人當り被保險者數の算出は昭和十一年六月三十日現在の被保險者數に依つたものである。

昭和十一年七月三十一日現在の保險醫數を郡市別に示せば左の如くである。

本廳直管内	郡 市		計	郡 市		計
	醫師たる保險醫數	齒科醫師たる保險醫數		醫師たる保險醫數	齒科醫師たる保險醫數	
九六	四七	一三三	東 區	一七六	八九	二六七



郡市	醫師たる 保險醫數		齒科醫師たる 保險醫數		計
	指定	取消	指定	取消	
名西區	100	?	152	?	252
古中區	104	?	305	?	409
市南區	101	?	305	?	406
計	305	?	762	?	1,067
一宮市	33	?	47	?	80
瀬戸市	33	?	47	?	80
愛知郡	37	?	53	?	90
東春日井郡	33	?	47	?	80
西春日井郡	33	?	47	?	80
丹羽郡	33	?	47	?	80
丹波郡	33	?	47	?	80
中野郡	33	?	47	?	80
海部郡	33	?	47	?	80
知多郡	33	?	47	?	80
計	330	?	470	?	800

備考

一人にして診療所を數箇所所有するものはこれを各別に計算したものである。

保險醫の異動状況を觀れば左の如くである。

年 度	醫師たる者		齒科醫師たる者		計
	指定	取消	指定	取消	
昭和元年度	?	?	?	?	?
昭和二年度	?	?	?	?	?
昭和三年度	6	9	4	1	19
昭和四年度	13	14	6	1	34
昭和五年度	16	11	9	2	46
昭和六年度	15	14	10	3	48
昭和七年度	15	14	10	3	48
昭和八年度	16	15	11	3	55
昭和九年度	17	16	12	3	62
昭和十年度	17	14	12	3	66
昭和十一年度(昭和十一年七月三十一日迄)	17	13	12	3	65
計	160	157	110	21	348

備考

一人にして診療所を數箇所所有する者はこれを各別に計算したものである。

日本醫師會に於て愛知縣の保險醫(齒科醫師を除く)に對して爲せる診療報酬の分配状況を、昭和九年度分に就き窺ふに左の如くである。



診療擔當者數	入院件數		手術料	請求點數	決定點數	決定額	診療報酬	請求點數	決定點數	決定額
	一日の入院料	入院料								
二四、三九人	二四、一五七	二四、一五七	三三、九〇五點	三六、七九點	六、三五二圓二七	三三、三五五件	五、八〇、五八六點	四、三二四、六五五點	六九、七〇四圓六〇	一六錢〇五
一〇、九一件	二、〇六五日	二、〇六五日	三三、八五圓〇	二四、一五七	二四、一五七	三三、三五五件	五、八〇、五八六點	四、三二四、六五五點	六九、七〇四圓六〇	一六錢〇五
七四、七六二圓七〇	二四、八四〇圓〇〇	二四、八四〇圓〇〇	七四、七六二圓七〇	七四、七六二圓七〇	七四、七六二圓七〇	七四、七六二圓七〇	七四、七六二圓七〇	七四、七六二圓七〇	七四、七六二圓七〇	七四、七六二圓七〇

備考  
 社會局保險部編纂昭和九年度健康保險事業年報に依つたものである。

而して日本醫師會及日本齒科醫師會に於て保險醫に對し分配せる最近一箇年間の診療費一點單價（日本醫師會の分は入院外のもの）は左の如くで、愛知縣の分は全國平均のそれに比し高さを示してゐる。

年 月	日本醫師會の分		日本齒科醫師會の分	
	愛知縣に於ける一點單價	全國に於ける一點單價	愛知縣に於ける一點單價	全國に於ける一點單價
昭和十年一月	二〇、二四〇	一七、六六七	一三、二二六	一三、一五二
昭和十年二月	二一、〇四四	一七、六六四	一三、二四六	一三、一五二
昭和十年三月	一七、三三九	一四、六六一	一〇、八六六	九、五四八
昭和十年四月	二〇、二二六	一七、六七二	一三、三七八	一三、三五五
昭和十年五月	一六、〇七一	一四、五七三	一三、六五三	一三、一七二
昭和十年六月	一五、四七三	一四、一七三	一三、五七三	一三、一七二
昭和十年七月	一三、三三三	一三、九〇三	一三、九〇〇	一三、一〇八
昭和十年八月	一四、四〇一	一三、二二六	一一、一四〇	九、五二二
昭和十年九月	一四、四四九	一三、二二六	一〇、四九四	九、七四四
昭和十年十月	一四、一六六	一三、三八一	一〇、二四四	九、四三六
昭和十年十一月	一七、六六一	一五、三六三	一一、一〇五	九、七三三
昭和十年十二月	一九、二五〇	一六、二七三	一一、三六七	一〇、〇〇一

備考  
 社會局の調査に依つたものである。







郡市	東加茂郡	西加茂郡	額田郡	幡豆郡	碧海郡	岡崎市	郡市
保険薬剤師数							
指定取消							
死亡							
現在							
合計	八	八	二	九	一	三	三六

保険薬剤師の異動状況は左の如くである。

年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
指定	?	?	?	八	?	?	?	三〇
指定取消	?	?	?	三	三	?	?	五七
死亡	?	?	?	四	三	?	?	?
現在	五八	五二	五三	五七	五七	五七	五七	五七

年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
療養の給付	七	一	一
費用額	一	二	一
被保険者一人當り	三六	三二	三二

(口) 療養の給付

療養の給付の件数、日数及費用額は左の如くで、被保険者一人當り分量の最も多かつたのは件数では昭和二年度、日数及費用額では昭和五年度である。

年	昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度	
	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外
件数	二、七六六	六、二三七	二、六四三	九、八七〇	七、五〇三	二、六四三
日数	一八、〇一〇	四二、〇八八	二、三三三	六八、九四七	二、三三三	二、三三三
費用額	一、七、八四九、七	四、九、九四八	六、九、三〇、五	一、七、八四九、七	六、八、〇〇〇、三	二、三、三三三
被保険者一人當り	〇・五三	五・五	三・三六	二九・五〇	三・三六	三・三六
費用額	二、〇一九	五・五	八、二二二	一、七、八四九、七	八、二二二	二、三、三三三



年 度	業務上、業務外の別	件 数	日 数	費 用 額	被 保 險 者 一 人 當 り		
					件 数	日 数	
昭和四年度	業務上 業務外 計	二二〇、五九 二四〇、八三 四六一、四二	二、九〇、五八 三、九七、三九 六、八七、九七	七三、二〇、七 二、九七、三九 七六、一八、〇八	二・八六 三・〇一	三三・三九 四・〇八	八・七五 八・八七
昭和五年度	業務上 業務外 計	七、三〇 二四〇、一四 二四七、四四	八二、二七 三、二九、七五 三、三八、〇二	七〇、七五、八 三、一八、〇三 七三、九三、八	三・〇一	四・〇八	八・八七
昭和六年度	業務上 業務外 計	七、二七 二七、四九 三四、七六	七八、〇三 三、一八、〇三 三、九六、〇六	六九、一五、三 三、二六、八三 七二、四二、一	二・八三	三九・二六	八・四〇
昭和七年度	業務上 業務外 計	八、六七 二二、九三 三一、六〇	九六、四二 三、〇〇、七三 三、九七、一五	六四、四七、七 三、〇〇、七三 三、六二、二〇	二・八五	三八・七	八・三三
昭和八年度	業務上 業務外 計	二、七八 二四、〇四 二六、八二	一一、四二 三、三六、四 三、四七、八二	七五、五五、〇 三、八四、三〇、七 四、二九、七五	二・七八	三八・〇三	八・二〇
昭和九年度	業務上 業務外 計	一、九三 三〇、一〇 三二、〇三	一一、〇三 三、八五、四 三、九六、四	八四、三〇、七 三、八五、四 四、六九、七	二・六九	三八・一八	八・三三
本 廳	業務上 業務外 計	一九、三 三〇、九 五〇、二	二〇、二 四、一〇、七 四、三〇、九	一〇、二 四、一〇、七 四、二〇、九	二・六九	三八・一八	八・三三

昭 和 十 年 度	出 張 所		合 計
	業務上	業務外	
業務上	六、三〇	一、四一、四七	一、四七、七七
業務外	二五、七四	一、四七、一七	一、七二、九一
計	三二、〇四	二、八八、六四	三、二〇、六八
業務上	二五、六七	二、六六、七〇	二、九二、三七
業務外	四六、七六	五、五三、九六	六、〇〇、七二
計	七二、四三	八、二〇、六六	八、九三、〇九

備考

1、「業務上」とあるは業務上の事由に因る傷病についての給付、「業務外」とあるは業務上の事由に因らない傷病についての給付を請ふものである（死亡に關する給付も亦同様である）。

2、被保険者一人當りの算出は各その年度月未現在被保険者平均数に依つたものである（以下、これに同じ）。

年 度	件 数 の 割 合		日 数 の 割 合
	業務上	業務外	
昭和元年度	四・二二%	五・七九%	四・〇〇%
昭和二年度	三・六〇%	九・四〇%	二・八七%
昭和三年度	二・八六%	九・二四%	二・二八%
昭和四年度	三・三三%	九・六七八	二・五二%
昭和五年度	三・〇八%	九・六九三	二・四三%



年 度	件 数 の 割 合		日 数 の 割 合	
	業務上	業務外	業務上	業務外
昭和六年度	3.0%	96.0%	100.0%	2.3%
昭和七年度	3.7%	96.3%	100.0%	3.1%
昭和八年度	4.5%	95.5%	100.0%	3.4%
昭和九年度	5.7%	94.3%	100.0%	4.6%
昭和十年度	6.3%	93.7%	100.0%	4.7%
本 廳	5.3%	94.7%	100.0%	4.7%
出張所	5.3%	94.7%	100.0%	4.7%
計	5.8%	94.2%	100.0%	4.6%

又前記の療養の給付のうち歯科診療について特に調査すれば左の如くで、その殆どは業務上の事由に因らざる傷病である。

年 度	件 数		日 数		費用額	被保険者一人當り	
	業務上	業務外	業務上	業務外		件数	日数
昭和元年度	?	?	?	?	12,454,494	?	?
昭和二年度	?	?	?	?	59,741,551	?	?
昭和三年度	?	?	?	?	66,744,210	?	?
昭和四年度	3	29,044	47	17,466	9,544,443	0.3	206

年 度	件 数		日 数		費用額	被保険者一人當り	
	業務上	業務外	業務上	業務外		件数	日数
昭和五年度	51	26,946	47	18,326	7,970,611	0.3	181
昭和六年度	49	33,210	27	18,051	8,801,155	0.4	235
昭和七年度	49	29,594	30	17,770	7,344,666	0.3	233
昭和八年度	53	26,856	20	16,125	7,442,522	0.2	182
昭和九年度	37	36,327	26	37,873	8,379,466	0.3	232
昭和十年度	54	38,247	33	35,743	8,379,466	0.3	232
本 廳	6	14,637	20	10,047	11,106,166	0.3	277
出張所	6	14,637	20	10,047	11,106,166	0.3	277
計	60	52,884	53	36,197	11,106,166	0.3	300

療養の給付のうち右の歯科診療の分は何程を占むるかを究むるに左の如くである。

年 度	件 数		日 数		費用額	
	全 體	商 科	全 體	商 科	全 體	商 科
昭和元年度	6,963	?	4,948	?	157,849,74	22,454,99
昭和二年度	7,253	?	4,747	?	169,301,53	25,741,51
昭和三年度	9,455	?	4,448	?	162,000,33	26,744,20
昭和四年度	10,833	?	4,735	?	173,100,77	29,544,43
昭和五年度	17,776	?	4,806	?	170,755,88	27,970,61
昭和六年度	23,666	?	4,833	?	168,153,33	28,444,15







(一) 期間別の件数

期間別	療養の給付		傷病手当金	
	業務上	業務外	業務上	業務外
三日以下	本出 五、七四九 計 二、七四〇	本出 七、三二一 計 三〇、二九三	本出 一、五三三 計 一、六二四	本出 二、五〇七 計 一、六二四
四日以下	本出 八、四八九 計 五、五九四	本出 九、七九八 計 一〇六、二五三	本出 一、七九八 計 二、三三三	本出 四、七二五 計 一、四三九
五日以下	本出 一、八〇三 計 七、三九七	本出 九、八〇四 計 三〇、三九八	本出 一、五二〇 計 三、六六六	本出 六、一五四 計 六、一五四
六日以下	本出 四、六五八 計 一、〇四〇	本出 七、六二二 計 三〇、〇三七	本出 一、四六九 計 一、四六九	本出 五、六五五 計 一、四四二
七日以下	本出 一、〇四〇 計 五、六九八	本出 一〇七、六四九 計 一三、三三七	本出 一、八〇六 計 一、八〇六	本出 七、〇九六 計 七、〇九六
八日以上	本出 二、五四〇 計 三、〇七八	本出 四、一四七 計 一三、二九八	本出 三、六二二 計 三、六二二	本出 四、六三三 計 一、一九三
九日以上	本出 三、〇七八 計 六、四六六	本出 一六、二一八 計 六、三三三	本出 一、二二六 計 二、四二七	本出 五、八六六 計 二、七八七
十日以上	本出 六、四六六 計 二、九	本出 六、〇二六 計 三、一三四	本出 七、七 計 四、四	本出 七、九 計 三、五八〇
十一日以上	本出 八、六五 計 一、七六八	本出 四、二七六 計 一、七六八	本出 九、九 計 一、二七	本出 一、〇〇 計 二、四二
十二日以上	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 四、三六〇 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八
十三日以上	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八
十四日以上	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八
十五日以上	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八	本出 一、七六八 計 一、七六八
合計	本出 二五、七〇六 計 一、八三〇	本出 一、八三〇 計 一、八三〇	本出 一、八三〇 計 一、八三〇	本出 一、八三〇 計 一、八三〇

(二) 傷病轉歸別の件数及日数

備考 本表の療養の給付には療養費の分をも含んでゐる(健康保険法第四十八條第一項の療養の給付の分を除く)。次の二表も亦同じ。

轉歸別	療養の給付		傷病手当金の	
	業務上	業務外	業務上	業務外
九二〇日以下	本出 二、二 計 二、二	本出 七、三 計 七、三	本出 一、八 計 一、八	本出 五、二 計 五、二
一五〇日以下	本出 一、一 計 一、一	本出 九、四 計 九、四	本出 一、一 計 一、一	本出 三、八 計 三、八
一八〇日以下	本出 六、六 計 六、六	本出 一、〇 計 一、〇	本出 一、〇 計 一、〇	本出 三、八 計 三、八
合計	本出 二五、七〇六 計 一、八三〇	本出 一、八三〇 計 一、八三〇	本出 一、八三〇 計 一、八三〇	本出 一、八三〇 計 一、八三〇

轉歸別	療養の給付の		傷病手当金の	
	業務上	業務外	業務上	業務外
九二〇日以下	三、六八、七九八 一、二五、三九二	三、六八、七九八 一、二五、三九二	四、九四、四四四 一、二一、五三三	四、九四、四四四 一、二一、五三三
一五〇日以下	三、六八、七九八 一、二五、三九二	三、六八、七九八 一、二五、三九二	四、九四、四四四 一、二一、五三三	四、九四、四四四 一、二一、五三三
一八〇日以下	三、六八、七九八 一、二五、三九二	三、六八、七九八 一、二五、三九二	四、九四、四四四 一、二一、五三三	四、九四、四四四 一、二一、五三三
合計	三、六八、七九八 一、二五、三九二	三、六八、七九八 一、二五、三九二	四、九四、四四四 一、二一、五三三	四、九四、四四四 一、二一、五三三



轉 歸 別	療養の給付の件数		療養の給付の日数		傷病手當金の日数	
	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所
死 亡	八五	九一八	三、八三三	四、〇四七	一九〇一〇	三、三九一
治癒せざるも期間超過のため給付停止	四三	一四八	四、七五三	一、九一四	四、三三四	一、七〇三
その他の事由に因る給付停止	二二、七三三	六、四七七	三〇、〇九二	二八、二六四	五七、三七九	一七、五五四
未 治 癒	一〇、九四四	二、九八四	一、六七、三九四	五三、三三八	二九、〇六七	七、四五〇
合 計	三三〇、三八八	三三、三三三	四、三三、六八八	一、四七九、三三六	六〇一、一〇四	一六六、九四四
本 廳	三三〇、三八八	三三、三三三	四、三三、六八八	一、四七九、三三六	六〇一、一〇四	一六六、九四四
出 張 所	九一八	一四八	四、〇四七	一、九一四	一、七〇三	一六六、九四四
計	三三〇、三八八	三三、三三三	四、三三、六八八	一、四七九、三三六	六〇一、一〇四	一六六、九四四
に對する割合	0.11	0.03	0.06	0.01	0.08	0.10
に對する割合	100.00	3.15	100.00	3.79	100.00	4.75
に對する割合	6.77	0.13	8.79	0.09	9.76	8.25

(三) 傷病類別の件数及日数

傷 病 類 別	療養の給付の件数		療養の給付の日数		傷病手當金の日数	
	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所
流行病、地方病及傳染病	二四、八八九	四、四八四	四七七、八三三	一一三、三〇〇	一〇三、八八一	三五、八六九
に對する割合	5.6	1.9	10.9	1.9	18.0	2.6

全 身 病	療養の給付の件数		療養の給付の日数		傷病手當金の日数	
	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所
全身病	五二、五三三	一八、五二五	六五、三九五	三九、二六五	一四、六八七	一〇、一九九
神経系及感覺器の疾患	七、〇三六	五二、一七九	八四、六〇〇	七五、八三九	七、二九七	八、七五
血行器の疾患	三、四三三	一九、八八三	七九、八三九	二五九、八〇七	一四、六五三	一、四七
呼吸器の疾患	一、三九一	七、〇六二	一〇、一五五	一〇、二五三	二、七三七	三、七四
消化器の疾患	四、八三三	三、四三三	六五、五三三	一七六、二七九	一〇、五八七	一、九〇一
泌尿生殖器の疾患	九、七二二	四、四九	一七六、二七九	八六、七九二	三六、四三三	一、九〇一
妊産及産に因する疾患	七、七六七	二、七五八	九七、七〇二	二六、七〇二	一八、七九八	三、四九
皮膚及皮下組織の疾患	三、三〇〇	三、三〇〇	三三、七〇二	三三、七〇二	七、九七八	〇、一六
計	三三〇、三八八	三三、三三三	四、三三、六八八	一、四七九、三三六	六〇一、一〇四	一六六、九四四
に對する割合	1.02	0.08	1.02	0.06	7.72	3.87



年 度	昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度	
	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上
件 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金 額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
被 保 險 者 一 人 當 り														
金 額														

五一

療養費の件数、日数などは左の如くである。

(ハ) 療養費

傷 病 類 別	骨及運動器の疾		老 衰		外 因 死 傷		不 明 の 疾 患		合 計
	出 張 所	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所	本 廳	出 張 所	本 廳	
療養の給付の件数	1,752	2,924	1,051	2,959	1,310	1,551	1,310	1,551	3,000
上記の割合	1.8%	1.8%	9.2%	9.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
療養の給付の日数	19,437	41,623	8,536	30,229	11,101	12,101	11,101	12,101	30,000
上記の割合	1.6%	1.6%	6.7%	6.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
傷病手当金の日数	12,283	23,334	5,897	28,897	7,681	8,144	7,681	8,144	20,000
上記の割合	2.2%	2.2%	4.5%	4.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

五〇



傷病手當金の件数、日数及金額は左の如くである。これに依れば被保険者一人當り分量の最も多かつたのは昭和五年度である。

(二) 傷病手當金

年 度	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度			業務上の 業務外の 計	件 数	日 数	金 額	被 保 險 者 一 人 當 り 件 数	日 数	金 額
	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	出 張 所	本 廳	合 計							
昭和八年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	五	九	四	七〇、七	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
昭和九年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	二	五	二	二〇八、七	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
昭和十年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	二	二	二	七〇、七	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
合計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	九	一六	六	一、三三三、七	〇・〇〇	〇・〇一	〇・一〇

年 度	昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		業務上の 業務外の 計	件 数	日 数	金 額	被 保 險 者 一 人 當 り 件 数	日 数	金 額
	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計								
昭和元年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	〇・〇四	〇・四八	三、三六	〇・〇四	〇・四八	三、三六	
昭和二年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	〇・三三	五・七六	四、〇三	〇・三三	五・七六	四、〇三	
昭和三年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	〇・三三	七・一九	四、三三	〇・三三	七・一九	四、三三	
昭和四年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	〇・三二	七・三六	四、九七	〇・三二	七・三六	四、九七	
昭和五年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	〇・四〇	七・七九	五、二四	〇・四〇	七・七九	五、二四	
昭和六年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	〇・二六	五・三三	二、九三	〇・二六	五・三三	二、九三	
昭和七年度	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	業務上 業務外 計	〇・二四	五・一六	二、七四	〇・二四	五・一六	二、七四	







埋葬料の件数及金額は左の如くである。

年 度	昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度	
	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上
件数	??	??	??	??	??	??	??	??	??	??	??	??
金額	1,400,000	??	1,400,000	??	1,400,000	??	1,400,000	??	1,400,000	??	1,400,000	??
被保険者一人當り	0.00	??	0.00	??	0.00	??	0.00	??	0.00	??	0.00	??

右表の件数に次表の埋葬費の件数を加へそのうち業務上に因る死亡の分と然らざる死亡の分との比を求めれば左の如くである。

年 度	昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度	
	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上
件数	590	501	615	624	621	615	621	621
金額	10,011,000	10,555,000	8,610,000	10,955,000	11,490,000	11,490,000	11,490,000	11,490,000
被保険者一人當り	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01



昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度
業務外	業務外	業務外	業務外	業務外	業務外	業務外
業務上	業務上	業務上	業務上	業務上	業務上	業務上
計	計	計	計	計	計	計
三五	二二	九九	六五一	一一	五五	九九
三、八、四、五	三、八、四、五	三、八、四、五	三、八、四、五	三、八、四、五	三、八、四、五	三、八、四、五
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
100	100	100	100	100	100	100

五九

昭和二年度	昭和元年度	年度
業務外	業務外	業務外
業務上	業務上	業務上
計	計	計
一五	八	??
二、五、六、元	三、八、四、五	??
0.00	0.00	??
100	100	??

埋葬費の件数及金額は左の如くである。

(口) 埋葬費

昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度	昭和元年度	年度
業務外	業務外	業務外	業務外	業務外	業務外	業務外
業務上	業務上	業務上	業務上	業務上	業務上	業務上
計	計	計	計	計	計	計
一〇・三	〇・七	一・三	?	?	?	??
九・八	九・三	九・七	一〇・〇	?	?	??
一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和七年度	昭和七年度	昭和七年度
出張所	本廳	本廳	本廳	本廳	本廳	本廳
計	計	計	計	計	計	計
四・三	四・五	四・三	一・八	二・四	一・六	??
九・六	九・七	九・七	九・三	九・六	九・四	??
一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

五八



年 度	昭和十年度			業務上、 業務外の別	件 数	金 額	被 保 險 者 一 人 當 り	
	合 計	出 張 所	本 廳				件 数	金 額
	業 務 外 計	業 務 外 計	業 務 外 計	業 務 外 計				
	三 六 四	二 二	三 六 四	一 六 五 五 七、四 八	〇・〇〇	一 〇、五 一〇、五	〇・〇〇	一 〇、五 一〇、五
	七 一〇、六 七	六 四、一 四	一 〇、五 一〇、五	三、三 三、六	〇・〇〇	三、三 三、六	〇・〇〇	三、三 三、六
	三 六 四	二 二	三 六 四	六 七、〇 一	〇・〇〇	六、七 〇、一	〇・〇〇	六、七 〇、一
	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇

第四 分娩に関する給付

(イ) 分娩費

分娩費の件数及金額は左の如くである。

年 度	件 数	金 額	全 被 保 險 者 一 人 當 り		女 子 被 保 險 者 一 人 當 り	
			件 数	金 額	件 数	金 額
昭 和 元 年 度	一 三 七	二、五、四、〇〇 円	〇・〇〇 件	二、五、四、〇〇 円	?	?

年 度	件 数	金 額	全 被 保 險 者 一 人 當 り	女 子 被 保 險 者 一 人 當 り
昭 和 二 年 度	一、二、五、九	二、五、一、〇〇	〇・〇一	?
昭 和 三 年 度	一、三、一、七	二、七、三、〇〇	〇・〇一	?
昭 和 四 年 度	一、四、三、三	二、六、八、〇〇	〇・〇一	?
昭 和 五 年 度	一、五、六、六	三、一、七、〇〇	〇・〇一	?
昭 和 六 年 度	一、四、七、七	二、九、四、〇〇	〇・〇一	?
昭 和 七 年 度	一、四、一、一	二、六、三、〇〇	〇・〇一	?
昭 和 八 年 度	一、四、〇、九	二、四、一、〇〇	〇・〇一	?
昭 和 九 年 度	一、六、六、六	三、一、九、〇〇	〇・〇一	?
本 廳	一、三、六、〇	三、三、六、八、三	〇・〇一	?
出 張 所	一、〇、九、五	一〇、九、九、六、四	〇・〇三	?
計	二、四、五、五	二、四、六、七、七	〇・〇一	?

(ロ) 産院收容

産院收容は昭和元年度より昭和十年度迄に給付をしたものがない。

(ハ) 助産の手当

助産の手当の件数及費用額は左の如くである。



年 度	件 数	費 用 額	全被保険者一人當り		女子被保険者一人當り	
			件 数	費 用 額	件 数	費 用 額
昭和元年度						
昭和二年度						
昭和三年度						
昭和四年度						
昭和五年度						
昭和六年度	二	10,000	0.00	0.00	0.00	0.00
昭和七年度	九四二	五、〇二四、四三	0.01	三、〇〇〇	0.01	二、一六〇
昭和八年度	一、二五五	六、四八八、九七	0.01	〇、〇〇	0.01	一、三六
昭和九年度	一、四〇〇	七、二四九、七	0.01	〇、〇七	0.01	一、二七
昭和十年度	一、五〇〇	六、四〇四、八三	0.01	〇、〇四	0.01	一、二六
昭和十年度 出張所 計	一、〇四七	五、〇九〇、六五	0.01	一、三四	0.01	一、三三
昭和十年度 本 廳 計	二、二九七	一一、四四九、四	0.01	〇、〇七	0.01	一、六四

備考  
女子被保険者一人當りの算出は各その年度月末現在女子被保険者平均数に依つたものである。  
分娩については従来特殊の場合の外は助産の手當を施さなかつたが、愛知縣に於ては昭和七年一月一日より原則として産婆に依る助産の手當を施すことにしたものである。而して助産の手當を取扱ふ産婆はこれを

保険産婆として知事に於て指定せるもので、昭和十一年六月三十日現在に於ける保険産婆数は一、三四〇人で、これを同日現在の愛知縣に於ける開業産婆數二、五三六人に對比すれば五二%八四に當る計算である。又右の保険産婆一人當り女子被保険者數は五七人六九である（保険産婆一人當り女子被保険者數の算出は既記保険醫の場合に同じ）。

昭和十一年七月三十一日現在の保険産婆數を郡市別にすれば左の如くである。

郡 市	保 險 産 婆 數	郡 市	保 險 産 婆 數
本 廳 直 管 内	九 九	丹 羽 郡	三 六
東 區	一 四 九	栗 原 郡	三 三
中 區	九 四	中 島 郡	四 六
西 區	一 七 九	海 部 郡	四 四
南 區	二 四	知 多 郡	二 九
名古屋市	五 六	出 張 所 管 内	四 七
一 宮 市	一 九	豊 橋 市	八 七
瀬 戸 市	二 七	岡 崎 市	五 六
愛 知 郡	三 五	碧 海 郡	七 二
東 春 日 井 郡	四	幡 豆 郡	七 〇
東 春 日 井 郡	三	額 田 郡	三 〇
西 春 日 井 郡	三		



郡市	保險產婆數	郡市	保險妻婆數
南設樂郡	三	南設樂郡	一、三四六
北設樂郡	三	北設樂郡	三
東加茂郡	三	東加茂郡	三七
西加茂郡	八	西加茂郡	四七
合計	三三	合計	一、三四六

保險產婆の異動状況は左の如くである。

年 度	指 定	指 定 取 消	死 亡	現 在
昭和六年	八四	一	一	八四
昭和七年	二〇五	一	二	二〇四
昭和八年	二〇九	五	三	二〇一
昭和九年	七二	七	三	一三二
昭和十年	二二	三	二	一三九
昭和十一年度(昭和十一年七月三十一日迄)	三〇	二	一	一、三四六

(二) 出産手当金

出産手当金の件数、日数及金額は左の如くである。これに依れば女子被保険者一人當り分量の最も多かつ

たのは日数では昭和十年度、金額では昭和五年度である。

年 度	件 数	日 数	金 額	全被保険者一人當り			女子被保険者一人當り		
				件数	日数	金額	件数	日数	金額
昭和元年度	一三七	三、三三五	二、一五八、八六	〇・〇〇	〇・〇五	四〇、二六	?	?	?
昭和二年度	一、三九九	四六、九三六	二五、六四四、四八	〇・〇一	〇・五八	三、三五	?	?	?
昭和三年度	一、五七七	五五、三二七	三三、三〇〇、一一	〇・〇一	〇・六七	二、八〇	?	?	四、六一
昭和四年度	一、三三二	六二、七九六	三〇、三六四、一四	〇・〇一	〇・七五	三、六一	〇・〇三	一・二九	六、一九
昭和五年度	一、七九	五七、四二八	二九、四九一、八一	〇・〇一	〇・七〇	三、五六	〇・〇四	一・三三	六、二五
昭和六年度	一、六四四	六二、八二六	三三、五九六、六八	〇・〇一	〇・七四	二、八一	〇・〇三	一・三三	四、九六
昭和七年度	一、五五二	六一、〇九五	三二、四九七、一〇	〇・〇一	〇・七六	二、七八	〇・〇四	一・四四	五、二九
昭和八年度	一、六七七	六二、六一一	三二、五九三、三三	〇・〇一	〇・六八	二、四四	〇・〇三	一・三三	四、七六
昭和九年度	一、七七八	七五、五三四	三七、三九三、三三	〇・〇一	〇・七〇	二、五四	〇・〇三	一・四二	五、二六
昭和十年度	一、二四三	六〇、五四三	三三、九三三、六四	〇・〇一	〇・五二	一、九三	〇・〇一	一・一八	四、八五
昭和十年度 本廳 出張所 計	九、九	四、七七八	三、八〇〇、九五	〇・〇一	一・一五	三、六六	〇・〇四	一・九一	六、〇六
昭和十年度 計	二、〇九二	一〇四、七八〇	三六、七四、五九	〇・〇一	〇・六六	三、三四	〇・〇四	一、四九	五、五

第五章 保健施設



被保険者の健康保持のための施設として、保健の宣傳、傷病の豫防、健康診断その他適切なる事項を実施してゐる。昭和元年度より昭和十年度迄に實施した事項を擧ぐれば左の如くである（分類は主なる方に入れてある）。

年 度	保健の宣傳に關する事項	傷病の豫防に關する事項	健康診断に關する事項	その他の事項
昭和元年度	保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。			
昭和二年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。衛生展覽會開催。			
昭和三年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。衛生展覽會開催。			
昭和四年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。衛生展覽會開催。		簡單なる健康診断。	體育競技會開催。

昭和五年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。衛生展覽會開催。	小規模の蛔虫驅除。	簡單なる健康診断。	體育講習會開催。體育競技會開催。保健宣傳ポスター圖案懸賞募集。
昭和六年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。	寄生虫豫防週間開催。寄生虫検査及大規模の蛔虫驅除。		體育競技會開催。保健いろはかるた標語懸賞募集。
昭和七年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。保健衛生週間開催。	十二指腸虫驅除。蛔虫再感染状況調査。	精細なる健康診断。	體育講習會開催。
昭和八年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。衛生展覽會開催。榮養改善運動。	蛔虫再感染状況調査。十二指腸虫再感染状況調査。	有害工場健康診断。糞尿、喀痰、血液など検査。	體育講習會開催。體育競技會開催。健康者表彰。
昭和九年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及リーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。榮養改善講演會開催。	十二指腸虫再感染状況調査。健康保険相談所施設（當時的の施設である）。	レントゲン診査（當時的の施設である）。	體育講習會開催。體育實地指導。體育競技會開催。外科後處置。健康者表彰。



年 度	保健の宣傳に關する事項	傷病の豫防に關する事項	健康診断に關する事項	その他の事項
昭和十年度	保健宣傳ポスター、パンフレット及びリーフレット配付。保健宣傳講演會開催及活動寫眞映寫。榮養改善講演會開催。	健康保險相談所施設（常時的の施設である）。天然痘豫防。	レントゲン診査（常時的の施設である）。	榮養改善講習會開催。體育講習會開催。體育實地指導。體育競技會開催。榮養改善標語懸賞募集。海水浴場設置。外科後處置。健康者表彰。

備考

- 1、保健宣傳のポスター、パンフレット及びリーフレットの三種を必ずしも配付しなかつた年度もあるが、この事項は總て「保健宣傳ポスター、パンフレット及びリーフレット配付」の字句を以て表示したものである。
- 2、「體育競技會開催」とあるは陸上體育競技會、野球競技會、相撲競技會、水上體育競技會などの開催である。

前記のうち健康保險相談所は左の二箇所設置せるもので、既記の通り名古屋健康保險相談所は警察部健康保險課に屬し、豊橋健康保險相談所は豊橋健康保險出張所に屬してゐる。

位 置	名	稱	開設年月日	所屬職員數
名古屋市中區宮出町	愛知縣名古屋健康保險相談所		昭和十年二月一日	醫師一人、事務員一人、看護婦二人、使丁一人
豊橋市花田町	愛知縣豊橋健康保險相談所		昭和十年十月一日	醫師一人、事務員一人、看護婦二人、小使一人

備考

- 1、名古屋健康保險相談所の「所屬職員數」欄の「醫師」とあるは警察部健康保險課勤務の地方技師が兼れてゐるものである。

2、豊橋健康保險相談所の「所屬職員數」欄の「醫師」とあるは健康保險相談所醫員囑託たる職名のものである。又兩相談所共この欄に「事務員」とあるは健康保險相談所事務囑託たる職名のものである。

右の健康保險相談所は既記の如く常時的の施設で、左の事項を無料で取扱ふものである。

- (一) 被保險者の健康相談に應ずること（糞便その他の検査を含む）
  - (二) 被保險者に太陽燈の照射をすること
  - (三) 被保險者に看護の指導をすること
  - (四) 被保險者、事業主などに對し健康保險に關する一般的の相談に應じ並に手續の指導及代行をすること（この事項は健康保險相談所の本來の取扱事項でなく、附屬の取扱事項とも言ふべきものである）
- 而して昭和九年度及昭和十年度に於ける右各事項の取扱件數は左の如くである。

年 度	健康相談	太陽燈照射	糞便その他検査	看護指導	健康保險一般相談など	計
昭和九年度(名古屋健康保險相談所)	六七	一三四	五三三	五四	一九一	一、五三九
名古屋健康保險相談所	八七二	七、五六	三、七九四	一四	一、三五〇	二〇、九一七
昭和十年度	一、〇三七	三、八三六	七、五六	一	四三	五、六七二
豊橋健康保險相談所	九、一〇八	一一、四一四	四、五五〇	一四	一、三九三	二六、五八九
計						

備考

- 1、糞便その他の検査は健康相談の一部であるが便宜上これを別掲したものである。従て本表の「健康相談」欄には糞便その他の検査の件數を含んでゐない。







年 度	收 入 濟 額	上 記 の 全 體 に 對 する 割 合		郵 便 局 收 納 額		上 記 の 全 體 に 對 する 割 合	
		日本銀行領收額	%	収入官吏收納額	%	郵便局收納額	%
昭和七年度	1,018,641.60	557,377.50	55.71	461,351.00	45.29	461,351.00	45.29
昭和八年度	1,189,900.90	633,961.85	53.37	555,681.09	46.72	608,445.73	51.19
昭和九年度	1,377,621.71	391,733.43	28.43	396,483.56	28.81	848,844.46	61.19
昭和十年度	1,621,291.59	341,029.64	21.04	421,245.29	26.00	256,890.88	15.84
昭和十年度 出張所	49,455.66	9,744.60	19.72	7,755.96	15.68	1,051,755.34	66.19
昭和十年度 本 廳	2,071,836.13	332,000.00	16.03	413,729.33	19.97	1,513,106.80	72.98
昭和十一年度 出張所	32,613.77	52,449.00	161.13	73,665.15	225.61	26,868.62	82.36
昭和十一年度 本 廳	1,214,707.94	23,636.33	1.94	10,330.23	0.85	79,517.46	6.54
昭和十一年度 計	477,327.74	75,085.33	15.73	84,000.38	17.60	106,386.18	22.29

備考 保険料などを郵便局でも収納し得ることになったのは昭和九年五月二十五日からである。

次に保険料の所屬年月に分ちたる調定済額、収入済額などを昭和十一年七月三十一日現在に依り掲ぐれば左の如くである。

所 屬 年 月	調 定 済 額	收 入 済 額	不 納 缺 損 額	收 入 未 済 額	収入済額の調定済額に對する割合
---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------------

自昭和二年一月分 本 廳 計	301,585.82	300,269.09	1,316.73		99.56%
自昭和二年三月分 出 張 所 計	301,585.82	300,269.09	1,316.73		99.56%
自昭和三年四月分 本 廳 計	1,191,367.90	1,188,348.23	2,999.67		99.68%
自昭和三年三月分 出 張 所 計	1,191,367.90	1,188,348.23	2,999.67		99.68%
自昭和四年三月分 本 廳 計	1,177,177.50	1,177,500.93	323.43		99.94%
自昭和四年四月分 出 張 所 計	1,177,177.50	1,177,500.93	323.43		99.94%
自昭和五年三月分 本 廳 計	1,108,774.79	1,108,036.13	738.66		99.94%
自昭和五年四月分 出 張 所 計	1,108,774.79	1,108,036.13	738.66		99.94%
自昭和六年三月分 本 廳 計	1,159,209.33	1,158,633.28	576.05		99.95%
自昭和六年四月分 出 張 所 計	1,159,209.33	1,158,633.28	576.05		99.95%
自昭和七年三月分 本 廳 計	1,039,589.41	1,036,977.45	2,611.96		100.11%
自昭和七年四月分 出 張 所 計	1,039,589.41	1,036,977.45	2,611.96		100.11%
自昭和八年三月分 本 廳 計	1,101,500.56	1,101,446.18	54.38		99.99%
自昭和八年四月分 出 張 所 計	1,101,500.56	1,101,446.18	54.38		99.99%



所屬年月	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入済額の調定済額に對する割合
自昭和八年四月分 至昭和九年三月分 本廳 出張所 計	一、一五〇、二九八、八六 二五七、九四 一、四〇八、二四〇、八〇	一、一八九、九七、三 六八、九二 一、二五八、八六、二	五、四 九四、九 一〇〇、三	二四、七九 九、一〇 三三、八九	九九、九七 二六、七 九九、九七
自昭和九年四月分 至昭和十年三月分 本廳 出張所 計	一、四〇一、四〇〇、六三 二、八四二、〇三 四、二四三、四三三	一、四〇〇、九四九、二四 二、七五二、五四 四、一五三、四九三	一、五、三 八三、三 八四、八	二六、〇八 六、六 三二、六	九九、九七 九六、八 九九、九七
自昭和十年四月分 至昭和十一年三月分 本廳 出張所 計	一、六四四、七六、九 四、六、七四、七 六、三一二、五三六	一、六三三、九六六、六 四、六、七四、八 六、三〇七、四〇八	三、七 三、七 七、四	一、七、七、〇三 七、七四 一、八四、七六	九九、八九 一〇〇、〇〇 九九、九二
自昭和十一年四月分 至昭和十二年七月分 本廳 出張所 計	四〇三、八五、三五 二一六、四三、三 六二〇、二八、八	三三三、八六、五 二二二、三三、五 五五六、二〇、〇		四九、九六、六 四、二六、三 五四、二三、八	八七、六 九六、四 八九、六

備考

隨時調定の分は調定したる年月を所屬の年月と看做してこれを算入したものである（故に昭和十一年七月分とあるは同月隨時調定したる分である）。

愛知縣に於ける保険料の納入成績を最近一箇年間の保険料（隨時調定の分を除く）について示せば左の如くである。

保険料所屬年月	愛知縣の収入歩合		全国の収入歩合	全国中に於ける愛知縣の順位	
	本廳	出張所		本廳	出張所

昭和十年四月分	九一、三%	八九、三%	九〇、〇%	三
昭和十年五月分	八八、九%	八七、七%	八七、七%	三
昭和十年六月分	八七、七%	八六、七%	八六、〇%	三
昭和十年七月分	八六、六%	八五、六%	八五、〇%	二
昭和十年八月分	九一、八%	八九、八%	八五、〇%	九
昭和十年九月分	八〇、三%	八二、二%	八五、〇%	九
昭和十年十月分	八〇、三%	八二、二%	八五、〇%	九
昭和十年十一月分	八七、八%	八九、〇%	八五、〇%	二
昭和十年十二月分	八六、〇%	八九、〇%	八五、〇%	二
昭和十一年一月分	八〇、三%	八二、二%	八五、〇%	二
昭和十一年二月分	八九、九%	八八、一%	八六、一%	一
昭和十一年三月分	八五、九%	八六、七%	八六、四%	一

備考

- 1、納期限後十日迄に収入のあつた成績である。
- 2、収入歩合は収入済額の調定済額に對する歩合である。
- 3、成績順位は地方廳五十九（健康保険出張所を各一地方廳と看做した）の中に於ける順位である（愛知縣の上位に順位同じきもの二以上あるときはこれを各別に數へてある）。
- 4、「全国の収入歩合」及「全国中に於ける愛知縣の成績順位」は社會局の調査に依つたものである。

昭和十一年七月分の保険料調定額（當初の定期調定の分のみ）について調定金額別納入數などを示せば左





の如くである。

區別	本 廳		出張所		合 計	
	納人数	調定額	納人数	調定額	納人数	調定額
五 圓 未 滿	三二二	六、八三三、三	一、四七〇	三、七四三、二	三、〇九二	一〇、五七六、五
五圓以上一〇圓未満	一、七四七	三、三三七、七	五九七	四、三〇九、九	三、三四四	二六、四七三、七
一〇圓以上三〇圓未満	一、四七四	五、八六九、五	三七六	六、三〇一、三	一、八五〇	三、〇〇六、八
三〇圓以上五〇圓未満	三三三	一四、二九三、四	九二	三、五四九、三	四六五	一七、〇八六、七
五〇圓以上七〇圓未満	一六〇	九、四〇六、〇	四一	二、四八八、六	二〇一	一一、八九四、六
七〇圓以上一〇〇圓未満	一三三	一〇、一〇〇、七	二五	二、〇七六、六	一四七	一二、一七七、三
一〇〇圓以上二〇〇圓未満	一四三	一九、六九〇、五	三九	五、二〇〇、〇	一八二	二四、八九〇、五
二〇〇圓以上三〇〇圓未満	四九	一一、八三三、〇	三	三、一八九、九	六	一五、〇三〇、二
三〇〇圓以上五〇〇圓未満	四三	一六、五五二、〇	九	二、九〇一、七	五	一九、四五四、七
五〇〇圓以上七〇〇圓未満	三三	七、七四五、三	一	五、八〇九、九	二	一三、五六五、二
七〇〇圓以上一、〇〇〇圓未満	二	一、五〇一、五	一	一、三三三、三	二	二、八三四、八
一、〇〇〇圓以上一、五〇〇圓未満	五	六、〇七四、九	一	一、二二六、三	六	七、三〇一、二
一、五〇〇圓以上二、〇〇〇圓未満	二	三、五二二、七	一	一、五四六、二	三	五、〇七八、九
二、〇〇〇圓以上二、五〇〇圓未満	一	二、一〇一、七	一	四、四六、五	二	二、一〇七、二
二、五〇〇圓以上三、〇〇〇圓未満	一	一、〇〇〇、〇	一	三、六〇三、二	二	四、六〇三、二
三、〇〇〇圓以上四、〇〇〇圓未満	一	一、〇〇〇、〇	一	一、〇〇〇、〇	二	二、〇〇〇、〇
合 計	六、二六六	一七七、六六三、四	二、六六六	四〇、四六、五	八、九三二	二二八、一五〇、三

四、〇〇〇圓以上五、〇〇〇圓未満	一	一、〇〇〇、〇	一	一、〇〇〇、〇	二	二、〇〇〇、〇
五、〇〇〇圓以上	一	一、〇〇〇、〇	一	一、〇〇〇、〇	二	二、〇〇〇、〇
合 計	六、二六六	一七七、六六三、四	二、六六六	四〇、四六、五	八、九三二	二二八、一五〇、三

備考  
納人数は納入告知書一通を一人と看做したものである。

### 第二 滞納処分

保険料の滞納処分を市町村に對し請求したものと及その結果を昭和十一年七月三十一日現在に依り示せば左の如くである。尙昭和四年三月二十七日法律第二十七號を以て健康保険法中改正の結果政府たる保険者に滞納処分執行権を賦與せられた後に市町村に對し滞納処分を請求したものはない。

區 別	保 險 料		上記計のその 合計に對する割合	保 險 料 調 定 件 數	
	本 廳	出 張 所		本 廳	出 張 所
市町村に對し滞納処分を請求したるもの	三三、〇〇〇、三	三、〇〇〇、三	100.00%	一、九六三	一、九六三
収入済となりたるもの	一一、〇八一、七	一一、〇八一、七	三三.三	七三六	七三六
市町村に對し請求を取消したるもの	二〇、九一八、〇	二〇、九一八、〇	六三.三	一一、八六六	一一、八六六
不納缺損処分したるもの	一、〇七七、八	一、〇七七、八	三.一七	七〇	七〇
収入未済のもの	一	一	三.一七	七〇	七〇



備考

保険料調定件数は納入告知書一通を一件として計算したものである。

政府たる保険者に滞納処分執行権を賦與せられた後知事に於て保険料滞納処分のため督促状を發付したるものなど及其の結果を、昭和十一年七月三十一現在に依り記せば左の如くである。

區別	保 險 料 額		上記計のその割合に對する割合	保 險 料 調 定 件 数	
	本 廳	出張所		本 廳	出張所
督促状を發付したるもの	1,021,700.00	40,120.00	99.94%	4,248	6,643
他の官廳より引受けたるもの	※ 4,900.00	—	0.06	—	—
合 計	1,026,600.00	40,120.00	100.00	4,248	6,643
右のうちの	収入済となりたるもの	1,006,350.00	99.53%	5,635	6,833
	他の官廳に引續きたるもの	63,240.00	0.06	—	—
	不納欠損處分したるもの	8,010.00	0.82%	—	—
収入未済のもの	6,450.00	—	0.63%	—	—

備考

- 1、「督促状を發付したるもの」には發付した督促状を取消した分を除いてある。
- 2、保険料調定件数は納入告知書一通を一件として計算したものである。
- 3、本廳の「他の官廳より引受けたるもの」の中に※を附してあるのは出張所より引受けたるもの、出張所の「右のうち」の「他の官廳に引續きたるもの」の中に※を附してあるのは本廳に引續きたるものである(※印の分は孰れも外書である)。

4、「右のうち」の保険料調定件数を合算するも「合計」の保険料調定件数に合致しないのは一件にして數項に跨がるものがあるが故である。

### 第七章 保險經濟

政府管掌健康保險の保險經濟は全國を一團とするもので、地方廳毎に獨立して經理するものではないが、參考のために愛知縣に於ける保險經濟の状態を示せば左の如くである。左の被保險者一人當りに依れば昭和二年度の保險經濟は最も良好で、昭和五年度の保險經濟は最も不良である。

年 度	保 險 料 收 入 額		保 險 給 付 費 支 出 額		總 額	保險料収入額の保險給付費支出額に對する多少額(△は少額)
	總 額	被保險者一人當り	總 額	被保險者一人當り		
昭和元年度	228,703.53	29.55	151,127.07	24.96	33,551.46	—
昭和二年度	1,023,591.49	147.55	1,064,233.15	130.59	138,358.34	—
昭和三年度	1,192,691.15	144.38	1,117,797.95	134.23	80,893.20	—
昭和四年度	1,292,629.22	144.98	1,368,888.85	144.70	17,259.63	△
昭和五年度	1,173,947.44	141.26	1,360,090.37	151.05	62,142.93	△
昭和六年度	1,026,761.10	123.59	1,019,433.94	121.71	7,327.16	—
昭和七年度	1,018,643.60	123.50	949,783.93	117.39	68,859.67	—
昭和八年度	1,189,930.94	128.66	1,089,777.60	118.22	100,153.34	—



年 度	保 險 料 收 入 額		保 險 給 付 費 支 出 額		保 險 料 收 入 額 の 保 險 給 付 費 支 出 額 に 對 する 多 少 額 (△は 少 額)
	總 額	被 保 險 者 一 人 當 り	總 額	被 保 險 者 一 人 當 り	
昭 和 九 年 度	一、三九七、六六二、七三	二、二九四	一、二五五、三四八、四二	二、二六三	一、一四二、三二四、三
昭 和 十 年 度	本 廳	一、六二二、一九、三九	一、三、〇三	一、八七六、四三、七	一、〇四四
	出 張 所	四、九四五、六六	一、一〇九	一一、九四七	
計	二、〇四〇、五七、〇五				

備 考

嚴密なる保險經濟を究むる上には保健施設費を加味するの必要あるも茲には保健施設費を除外した。又保險給付費支出額中には健康保險法第四十八條第一項の分を除外するの必要あるも茲には除外してない。

右表の昭和二年度の保險料收入額及保險給付費支出額を各一〇〇とし、以後毎年度の分の指數を求むれば左の如くである。

年 度	保 險 料 收 入 額	上 記 の 被 保 險 者 一 人 當 り	保 險 給 付 費 支 出 額	上 記 の 被 保 險 者 一 人 當 り	年 度	保 險 料 收 入 額	上 記 の 被 保 險 者 一 人 當 り	保 險 給 付 費 支 出 額	上 記 の 被 保 險 者 一 人 當 り
昭 和 二 年 度	100	100	100	100	昭 和 六 年 度	105	104	106	104
昭 和 三 年 度	99	99	104	102	昭 和 七 年 度	105	104	106	104
昭 和 四 年 度	101	99	104	103	昭 和 八 年 度	99	101	103	103
昭 和 五 年 度	98	98	106	105	昭 和 九 年 度	106	106	108	106

### 第八章 政府管掌健康保險に於ける愛知縣の地位

愛知縣に於ける政府管掌健康保險の被保險者數、保險給付の分量などは全國中如何なる地位に在りやを觀れば左の如くである。

事 項	現 在 の 時 又 は 事 實 所 屬 年 度 等	全 國 の 分	一 廳 府 縣 の 平 均	愛 知 縣 の 分	廳 府 縣 中 愛 知 縣 の 順 位	注 意
工 場 、 事 業 場 及 事 業 數	昭 和 十 一 年 四 月 末	二、四、三〇〇	二、四〇〇	八、七三三	三	
被 保 險 者 數	昭 和 十 一 年 四 月 末	二、三、四、六四二	四、五、四一八	一、六、七五三	三	
被 保 險 者 平 均 標 準 報 酬 日 額	昭 和 十 一 年 三 月 末	〇、四、九七四	—	〇、四、八七四	?	
療 養 の 給 付 の 件 數	昭 和 九 年 度	三、八、六、三六五	六、二、三三三	三、三、八四三	三	
療 養 の 給 付 の 日 數	昭 和 九 年 度	五、〇、六、五、九五四	一、〇〇七、六六四	三、八、九、九六四	三	
療 養 の 給 付 の 費 用 額	昭 和 九 年 度	二、二、七、七、八、四〇九	二、四、九、一、〇〇七	六、七、三、〇、四三〇	三	
療 養 費 の 件 數	昭 和 九 年 度	一、七、七、三	三、七	六、七、三、〇、四三〇	三	
療 養 費 の 日 數	昭 和 九 年 度	一、五、三、七、一	三、七	五、九、三	三	無該當縣二



事項	現在の時又は事實 所屬年度など	全國の分	一廳府縣の平均	愛知縣の分	廳府縣中愛 知縣の順位	注 意
療養費の金額	昭和九年度	一四、九七九四七	三、八四六九	五、六四八九	七	
傷病手当金の件数	昭和九年度	三六六、七三三	七、〇三	三、八七六	五	
傷病手当金の金額	昭和九年度	七、五九一、八三三	一六〇、一九五	五、八、七三三	四	
傷病手当金の金額	昭和九年度	四、七三二、三五八四八九	一〇〇、六七四三	三〇、一、四五四〇二	三	
埋葬料の件数	昭和九年度	九、一五五	一九五	七、八六	五	
埋葬料の金額	昭和九年度	三四、二三四〇〇	七、三四四五	二七、五、四四〇〇	三	
埋葬料の件数	昭和九年度	一、二四〇	二六	一、一五	二	
埋葬料の金額	昭和九年度	三、七六六四七	六、九七四五六	三、八四四五	一	
分娩費の件数	昭和九年度	三〇、三三二	六四五	一、六六六	二	
分娩費の金額	昭和九年度	三〇四、一六四四五	六、四七一四五九	一、六九五、四四六〇	一	
助産の手當の件数	昭和九年度	二八、二七五	六〇三	一、四六〇	三	
助産の手當の費用額	昭和九年度	一五三、七八四〇六	三、二四九四五三	七、二四九四五七	四	
出産手当金の件数	昭和九年度	二八、三五四	六〇七	一、七二八	五	
出産手当金の金額	昭和九年度	一、一五五、四八〇	二四、一五九	七、五、五三四	三	
出産手当金の金額	昭和九年度	四〇九、〇六七四五一	八、七〇三、四五六	二七、三、九二四三三	二	
療養の給付費用額及金額の合計	昭和九年度	一七、六九七、四三四一七	三七六、五、四一三四	一、二四八、三、四四二	一	
療養の給付の件数被 保険者一人當り	昭和九年度	二件七三		二件八三	一	

事項	現在の時又は事實 所屬年度など	全國の分	一廳府縣の平均	愛知縣の分	廳府縣中愛 知縣の順位	注 意
療養の給付の日数被 保険者一人當り	昭和九年度	三五、五二〇		三五、六一五	一六	
療養の給付の費用額 被保険者一人當り	昭和九年度	八四、二四		八四、〇七	一八	
傷病手当金の件数被 保険者一人當り	昭和九年度	〇件三七		〇件二三	三五	
傷病手当金の日数被 保険者一人當り	昭和九年度	五日六二		四日九〇	三	
傷病手当金の金額被 保険者一人當り	昭和九年度	三四、三九		二四、七九	二五	
埋葬料の件数被保險 者一人當り	昭和九年度	〇件〇六		〇件〇七	一四	
埋葬料の金額被保險 者一人當り	昭和九年度	〇圓二四		〇圓二六	一三	
埋葬料の件数被保險 者一人當り	昭和九年度	〇件〇一		〇件〇〇	二	
埋葬料の金額被保險 者一人當り	昭和九年度	〇圓〇三		〇圓〇三	一	
分擔費の件数被保險 者一人當り	昭和九年度	〇件〇三		〇件〇三	無該當縣七	
分擔費の金額被保險 者一人當り	昭和九年度	〇圓二二		〇圓一七	無該當縣七	
助産の手當の件数被 保険者一人當り	昭和九年度	〇件〇三		〇件〇二	三三	
助産の手當の費用額 被保険者一人當り	昭和九年度	〇圓二二		〇圓一九	三三	
助産の手當の費用額 被保険者一人當り	昭和九年度	〇圓一七		〇圓一七	三五	
出産手当金の件数被 保険者一人當り	昭和九年度	〇件〇四		〇件〇三	三五	
出産手当金の金額被 保険者一人當り	昭和九年度	〇日七九七		〇日六〇二	三五	
出産手当金の日数被 保険者一人當り	昭和九年度	〇日九〇		〇日四二	三五	

※印は女子被保険者一人當りである(以下同じ)。



事項	現在の時又は事實 所屬年度	全國の分	一廳府縣の平均	愛知縣の分	知府縣中愛 知縣の順位	注 意
出產手當金の金額被 保險者一人當り	昭和九年度	※ 〇同二七 〇同六六		※ 〇同二五 〇同五六	※ 二六	
合計被保險者一人當り	昭和九年度	二二四一六		二四九七	三	
保險醫たる醫師數	昭和九年度末	三、七三		一、二九	三	
醫師一〇〇人對保險 醫たる醫師數	昭和九年度末	五八		五	三	
被保險者一、〇〇〇人 對保險醫たる醫師數	昭和九年度末	二		二	四	
對保險醫たる醫師一人 對被保險者數	昭和九年度末	四七		六	四	
保險醫たる齒科醫師 數	昭和九年度末	一、〇三		五	三	
齒科醫師一〇〇人對保 險醫たる齒科醫師數	昭和九年度末	五八		六	三	
被保險者一、〇〇〇人對保 險醫たる齒科醫師數	昭和九年度末	七		五	四	
保險醫たる齒科醫師 一人對被保險者數	昭和九年度末	一三六		一九	六	
保險藥劑師數	昭和九年度末	七、〇八九		三六	三	
藥劑師一〇〇〇人對保 險藥劑師數	昭和九年度末	三〇		三	三	
被保險者一、〇〇〇 人對保險藥劑師數	昭和九年度末	五		三	三	
保險產婆數	昭和九年度末	三〇、五三		一、三三	二	
產婆一〇〇人對保險 產婆數	昭和九年度末	五		三	二	
被保險者一、〇〇〇 人對保險產婆數	昭和九年度末	二〇		二	四	

事項	現在の時又は事實 所屬年度	全國の分	一廳府縣の平均	愛知縣の分	知府縣中愛 知縣の順位	注 意
診療保險醫數(齒科 醫師を除く)	昭和十一年三月分	二、二五	四五〇	一、三七	三	三 備註の分を含んでない (以下八欄これに同じ)
入院診療報酬請求 枚數	昭和十一年三月分	三、六六	七	一、六一	七	
入院診療日數	昭和十一年三月分	四五、五六	九七〇	一、六八	七	
入院料金額	昭和十一年三月分	九、〇〇四〇五	二、四六四七	三、五六四七〇	七	全國一日本平均二四一七 愛知縣一日本平均二四一五
入院の上手術料金額	昭和十一年三月分	三、〇三二四九	四九〇四	一、三三〇四九	五	
入院外診療報酬請求 枚數	昭和十一年三月分	四六、三三四	九、九二〇	三七、二二	三	
入院外診療費額	昭和十一年三月分	一、〇六、〇〇四	三三、二五五四	八〇、五二六四九	三	
入院外診療費一點單 價	昭和十一年三月分	一四錢七三		一六錢八九	一八	
齒科診療保險醫數	昭和十一年十二月分	五、九七	二六	三六	三	
齒科診療被保險者數	昭和十一年十二月分	三七、九二	八〇七	二、九五	三	
齒科診療費額	昭和十一年十二月分	一三、九五四四〇	二、八二八四三	一〇、〇二四六二	三	
齒科診療報酬一點單 價	昭和十一年十二月分	一〇錢〇三		二錢三八七	二	
保險料調定額	昭和十一年六月分 (昭和十一年八月十日現在)	二、四八、三六八四四	五、八六四三五	一六、七三四四七	三	一隨時調定を含 んでない。
保險料收入歩合	昭和十一年六月分 (昭和十一年八月十日現在)	八五%五		九一%九	三	
管内面積	現在	三、三、五四五方軒三	八、三九方軒二六	五、〇八方軒二四	二七	全國の分は内地のみであ る。

備考

1、「一廳府縣の平均」欄に記載してある数は「全國の分」欄の数を四七除したる数である。

2、「廳府縣中愛知縣の順位」欄に記載してある順位は数の多きものよりの順位で、愛知縣より上位に数の同じきもの二以上あるときはこれを各別に数へたものである。



3、この調査は社会局保険部編纂昭和九年度健康保険事業年報、社会局保険部發行健康保険時報などに登載しあるものに依つたものである。  
 4、本表に掲げてある事項中には時として増減常なき事項もある。故にこの増減常なき事項に依りて愛知縣の地位を律することは稍適當でないものもある。

参考

第一 官業共済組合

健康保険法施行令第七條の規定に依り内務大臣に於て指定した官業共済組合にしてその所屬の被保険者數が愛知縣にあるものを、昭和十一年七月三十一日現在に依り示せば左の如くである。

組 合 名	事 務 所	健康保険法施行令第七條の指定年月日	愛知縣に於ける被保険者數	愛知縣に於ける被保險者數
土木事業従事員共済組合	内務省土木局内	昭和十年四月一日	三	一一七
專賣局共済組合	專賣局内	昭和十年四月一日	一	五九
陸軍共済組合	陸軍省整備局内	昭和十年四月一日	四	四、四九〇
逓信部内職員共済組合	逓信大臣官房内	昭和十年四月一日	一五	三四一
國有鐵道共済組合	鐵道大臣官房内	昭和十年四月一日	一〇	八二〇
合 計			三三	六、五九七

第二 健康保險組合

愛知縣に事務所を有する健康保險組合は昭和十一年九月一日現在に依れば四八ある。このうち愛知縣外に主たる事務所を有し愛知縣内に従たる事務所を有する健康保險組合は一一である。  
 昭和十一年九月一日現在に於ける各健康保險組合の名稱、事務所所在地などを示せば左の如くである。

名 稱	事 務 所 所 在 地	設 立 認 可 年 月 日	組合の設立ある事業の所在地及名稱	被保險者數
日陶健康保險組合	愛知縣名古屋市西區則武町	大正十五年十二月四日	愛知縣名古屋市西區則武町 日本陶器株式會社	二、三五〇
名紡健康保險組合	主たる事務所 愛知縣名古屋市南區八熊町 従たる事務所 新潟縣新潟市沼垂 福島縣郡山市字長者町	大正十五年十二月十三日	愛知縣名古屋市南區八熊町 名古屋紡績株式會社	二、七〇一
日本碍子健康保險組合	愛知縣名古屋市南區堀田通二丁目	大正十五年十二月十三日	愛知縣名古屋市南區堀田通二丁目 日本碍子株式會社	一、〇七〇
日清紡績株式會社工場健康保險組合	主たる事務所 愛知縣岡崎市針崎町 従たる事務所 愛知縣岡崎市戸崎町	大正十五年十二月十八日	※東京府東京市城東區龜戸町二丁目 日清紡績株式會社	一、八六五
日清紡績株式會社工場健康保險組合	愛知縣名古屋市南區豊田町	大正十五年十二月十八日	※東京府東京市城東區龜戸町二丁目 日清紡績株式會社	一、七六四



名稱	事務所所在地	設立認可年月日	組合の設立ある事業の所在地 及名稱	被保険者数
豊田織機健康保 險組合	愛知縣西春日井郡新川町大字須 ヶ口	大正十五年十二月十八日	※愛知縣名古屋市中區島崎町 豊 田式織機株式會社	二、六九四
大日本麥酒株式 會社名古屋工場 健康保險組合	愛知縣名古屋市中區高松町一丁 目	大正十五年十二月二十日	※東京府東京市目黒區三田 大日 本麥酒株式會社	二、五三三
豊田紡績健康保 險組合	主たる事務所 愛知縣名古屋市中區米田町 從たる事務所 愛知縣碧海郡刈谷町大字刈谷 愛知縣名古屋市中區米野町	大正十五年十二月二十日	愛知縣名古屋市中區米田町 豊 田紡績株式會社	四、四八二
服部櫻田健康保 險組合	愛知縣名古屋市中區櫻田町	大正十五年十二月二十日	※愛知縣名古屋市中區宮町一丁目 株式會社服部商店	一、二五三
服部熱田健康保 險組合	愛知縣名古屋市中區熱田東町	大正十五年十二月二十日	※愛知縣名古屋市中區宮町一丁目 株式會社服部商店	二、四六五
帝懋健康保險組 合	主たる事務所 愛知縣名古屋市中區上名古屋 町 從たる事務所 福井縣福井市日ノ出下町	大正十五年十二月二十一日	愛知縣名古屋市中區上名古屋町 帝懋株式會社	一、五二〇
内外紡績健康保 險組合	愛知縣名古屋市中區瑞穂町	大正十五年十二月二十一日	愛知縣名古屋市中區瑞穂町 内 外紡績株式會社	三、三三三
日本車輛健康保 險組合	愛知縣名古屋市中區熱田東町	大正十五年十二月二十一日	※愛知縣名古屋市中區熱田東町 日本車輛製造株式會社	三、三三三
丸織健康保險組 合	主たる事務所 愛知縣名古屋市中區高見町四 丁目 從たる事務所 愛知縣額田郡幸田村大字菱池	大正十五年十二月二十一日	愛知縣名古屋市中區高見町四丁 目 丸織物株式會社	二、〇九九

名稱	事務所所在地	設立認可年月日	組合の設立ある事業の所在地 及名稱	被保険者数
岡本健康保險組 合	主たる事務所 愛知縣名古屋市中區東郊通七 丁目 從たる事務所 岐阜縣不破郡垂井町	大正十五年十二月二十一日	愛知縣名古屋市中區東郊通七丁 目 岡本工業株式會社	一、二五七
金子製絲場健康 保險組合	愛知縣豊橋市東新町	大正十五年十二月二十一日	愛知縣豊橋市東新町 金子製 絲場	一、五九
大林製絲所健康 保險組合	愛知縣豊橋市花田町	大正十五年十二月二十一日	愛知縣豊橋市花田町 太大林製 絲所	三、三九
東京モスリン名 古屋健康保險組 合	愛知縣名古屋市中區織部町	大正十五年十二月二十二日	※東京府東京市向島區吾嬬町西三 丁目 東京モスリン紡績株式會 社	一、三六三
富士瓦斯紡績名 古屋工場健康保 險組合	愛知縣西春日井郡西枇杷島町大 字下小田井	大正十五年十二月二十二日	※東京府東京市日本橋區兜町二丁 目 富士瓦斯紡績株式會社	一、六七
名陶弦月健康保 險組合	主たる事務所 愛知縣名古屋市中區弦月町二 丁目 從たる事務所 愛知縣名古屋市中區山田町五 丁目	大正十五年十二月二十二日	※愛知縣名古屋市中區東芳野町二 丁目 株式會社名古屋製陶所	九、六
名陶芳野健康保 險組合	愛知縣名古屋市中區東芳野町二 丁目	大正十五年十二月二十二日	※愛知縣名古屋市中區東芳野町二 丁目 株式會社名古屋製陶所	五、七四
鈴木バイオリン 健康保險組合	愛知縣名古屋市中區松山町	大正十五年十二月二十二日	愛知縣名古屋市中區松山町 鈴 木バイオリン製造株式會社	一、六九
近藤紡績健康保 險組合	愛知縣名古屋市中區呼続町	大正十五年十二月二十三日	愛知縣名古屋市中區呼続町 株 式會社近藤紡績所	一、五七六
三菱名古屋航空 機健康保險組合	愛知縣名古屋市中區大江町	昭和元年十二月二十五日	※東京府東京市麹町區丸ノ内二丁 目 三菱重工業株式會社	七、一七



名稱	事務所所在地	設立認可年月日	組合の設立ある事業の所在地及名稱	被保険者数
日本毛織名古屋工場健康保險組合	愛知縣名古屋市中區岩塚町	昭和元年十二月二十五日	※兵庫縣神戸市兵庫區西出町日 本毛織株式會社	三四六
三菱電機名古屋健康保險組合	愛知縣名古屋市中區東區矢田町十八丁目	昭和元年十二月二十七日	※東京府東京市麹町區丸ノ内二丁目 三菱電機株式會社	一〇七
愛知時計電機健康保險組合	愛知縣名古屋市南區千年	昭和元年十二月二十八日	愛知縣名古屋市南區千年 愛知 時計電機株式會社	五〇二
三龍社健康保險組合	愛知縣岡崎市上六名町	昭和二年十月一日	愛知縣岡崎市上六名町 株式會 社三龍社	一、四六
糸德健康保險組合	愛知縣渥美郡二川町大字大岩	昭和二年十月一日	△糸德製絲本工場	三三
小松健康保險組合	愛知縣豐橋市花田町	昭和二年十月一日	愛知縣豐橋市花田町 ①小松製 絲所	一七
清水製絲健康保險組合	愛知縣豐橋市花田町	昭和三年九月一日	愛知縣豐橋市花田町 ②清水製 絲池田工場	八〇
豐田押切健康保險組合	愛知縣名古屋市西區葭原町四丁目	昭和三年九月一日	愛知縣名古屋市西區葭原町四丁 目 豐田押切紡織株式會社	七二
明治館健康保險組合	愛知縣丹羽郡古知野町大字兩高屋	昭和三年九月一日	愛知縣丹羽郡古知野町大字古知 野有限責任生絲販賣組合古知 野館 愛知縣丹羽郡古知野町大字上奈 屋 愛知縣丹羽郡古知野町大字兩高 屋 愛知縣丹羽郡古知野町大字上奈 屋 愛知縣丹羽郡古知野町大字上奈 屋 愛知縣丹羽郡古知野町大字上奈 屋	五三

名稱	事務所所在地	設立認可年月日	組合の設立ある事業の所在地及名稱	被保険者数
昭和毛織紡績健康保險組合	主たる事務所 愛知縣海部郡彌富町大字五明 從たる事務所 愛知縣中島郡今伊勢村大字本神戶	昭和九年十月一日	良館 有限責任生絲販賣組合上奈 屋 愛知縣丹羽郡古知野町大字兩高 屋 明治館生絲揚返工場	三、三六
豐田自動織機健康保險組合	愛知縣海部郡刈谷町大字熊	昭和十年四月一日	愛知縣海部郡刈谷町大字熊 豐 田自動織機製作所	三、七〇
名古屋市電氣局健康保險組合	愛知縣名古屋市西區南外堀町六丁目	昭和十年九月一日	愛知縣名古屋市西區南外堀町六 丁目 名古屋市電氣局	三、四一
大同製鋼健康保險組合	愛知縣名古屋市南區東築地	昭和十一年九月一日	※愛知縣名古屋市南區東築地 株 式會社大同電氣製鋼所	一、四九七
王子健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市麹町區有樂町一丁目 從たる事務所 愛知縣名古屋市南區船見町 (外に愛知縣以外にも在る)	大正十五年十一月二十九日	東京府東京市王子區王子町 王 子製紙株式會社	〇 一三一
大日本紡績健康保險組合	主たる事務所 大阪府大阪市東區安土町二丁目 從たる事務所 愛知縣一宮市天道町一丁目 愛知縣知多郡大高町 (外に愛知縣以外にも在る)	大正十五年十二月二十日	大阪府大阪市東區安土町二丁目 大日本紡績株式會社	〇 二、八三



名稱	事務所所在地	設立認可年月日	組合の設立ある事業の所在地及名稱	被保険者數
原富岡製絲所健康保險組合	主たる事務所 群馬縣北甘樂郡富岡町大字富岡 從たる事務所 愛知縣名古屋市中區田幡町	大正十五年十二月二十日	神奈川縣橫濱市中區辨天通三丁目 原製絲部	〇 四
東洋紡績健康保險組合	主たる事務所 大阪府大阪市北區堂島濱通二丁目 從たる事務所 愛知縣名古屋市中區下廣井町三丁目 愛知縣名古屋市中區熱田尾頭町 愛知縣海部郡佐織村大字町方 愛知縣知多郡半田町 愛知縣名古屋市中區上飯田町 愛知縣一宮市天王前 (外に愛知縣以外にも在る)	大正十五年十二月二十一日	大阪府大阪市北區堂島濱通二丁目 東洋紡績株式會社	〇 五、八〇九
内外船健康保險組合	主たる事務所 兵庫縣西宮市泉町 從たる事務所 愛知縣碧海郡安城町大字安城	大正十五年十二月二十三日	大阪府大阪市北區堂島北町内 外船株式會社	〇 七二
大毎健康保險組合	主たる事務所 大阪府大阪市北區堂島上二丁目 從たる事務所 愛知縣名古屋市中區大池町一丁目 (外に愛知縣以外にも在る)	昭和元年十二月二十五日	※大阪府大阪市北區堂島上二丁目 株式會社大阪毎日新聞社	〇 一三〇

辻紡績健康保險組合	主たる事務所 京都府京都市中京區壬生花井町 從たる事務所 愛知縣碧海郡安城町大字今	昭和元年十二月二十五日	京都府京都市中京區壬生花井町 辻紡績株式會社	〇 五三
大阪朝日健康保險組合	主たる事務所 大阪府大阪市北區中之島三丁目 從たる事務所 愛知縣名古屋市中區新柳町二丁目 (外に愛知縣以外にも在る)	昭和元年十二月二十八日	※大阪府大阪市北區中之島三丁目 株式會社朝日新聞社	〇 一四五
新綾部健康保險組合	主たる事務所 京都府何鹿郡綾部町大字綾部村 從たる事務所 愛知縣栗原郡木曾川町大字黒田 (外に愛知縣以外にも在る)	昭和七年十二月一日	兵庫縣神戶市神戶區明石町 新綾部製絲株式會社 兵庫縣神戶市神戶區明石町 豐中製絲株式會社 兵庫縣神戶市神戶區明石町 木曾川製絲株式會社 兵庫縣神戶市神戶區明石町 兵庫縣神戶市神戶區明石町 田中製絲株式會社	〇 六六
片倉健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市京橋區京橋三丁目 從たる事務所 愛知縣一宮市松降通五丁目 (外に愛知縣以外にも在る)	昭和八年四月一日	東京府東京市京橋區京橋三丁目 片倉製絲紡績株式會社	〇 七六
東邦電力健康保險組合	主たる事務所 東京府東京市麴町區丸ノ内一丁目 從たる事務所 愛知縣名古屋市中區西松枝町 (外に愛知縣以外にも在る)	昭和十一年二月一日	東京府東京市麴町區丸ノ内一丁目 東邦電力株式會社	〇 八七
計	四八			〇 六、七二



- 1、「組合の設立ある事業の所在地及名稱」欄に捺印を附してあるのは事業の一部について設立ある健康保険組合である。
  - 2、「被保険者数」は昭和十一年七月三十一日現在(大同製鋼健康保険組合の分は昭和十一年九月一日現在に依つたもの)である。又「被保険者数」欄に◎印を附してあるのは愛知縣に所在する従たる事務所に属する被保険者数のみである。
  - 3、「被保険者数」欄に◎印を附してない健康保険組合のうち愛知縣以外の地にゐる被保険者数は一、八一三人で、その内譯は左の通りである。
- 主たる事務所が愛知縣内に在るも従たる事務所が愛知縣外に在る組合のその従たる事務所所屬の被保険者数(組合数三)一、七九六事務所が愛知縣のみに在るも作業の場所が愛知縣以外の地にも在る組合のその作業の場所所屬の被保険者数(組合数一)一七
- 4、本表の被保険者数の合計八〇、七〇一人より右の「3」の愛知縣以外の地にゐる被保険者数一、八一三人と大同製鋼健康保険組合の被保険者数一、四九七人を差引たる残りは七七、三九一人で、この數に既記の愛知縣廳所屬政府管掌健康保険被保険者数一七四、六七八人と前表の官業共済組合所屬被保険者数六、五九七人を加ふれば二五八、六六六人である。即ちこの數は愛知縣に於ける昭和十一年七月三十一日現在の全被保険者数で、これを再掲すれば左の如くである(括弧内の割合は合計に對する割合である)。尙右の如く大同製鋼健康保険組合の被保険者数を差引くのは現在日を異にするが故である。

政府管掌健康保険被保険者数	縣廳所屬	一七四、六七八(六七%五三)
官業共済組合所屬		六、五九七(二%五五)
計		一八一、二七五(七〇%〇八)
健康保険組合管掌健康保険被保険者数		七七、三九一(二九%九二)
計		二五八、六六六(一〇〇%〇〇)

### 第三 愛知第一次健康保険審査會

愛知第一次健康保険審査會は名古屋市(愛知縣廳内)に在り、その管轄區域は愛知縣一圓である。而してこ

の審査會は保険給付に關する決定に不服ある者より審査請求があつたときはこれが決定をするもので、會長及委員を以て組織する。昭和十一年十月十日現在の會長及委員は左の如くである。

健康保険法施行令第六條第一項第一號に依る委員

愛知縣知事	篠原英太郎
愛知縣書記官	早川元
愛知縣醫師會長	松波寅吉

健康保険法施行令第六條第一項第二號に依る委員

(名古屋織物整理合資會社代表社員)	江口彌一郎
(豊田紡織株式會社取締役)	豊田利三郎
(株式會社大隈鐵工所取締役)	大隈榮一

健康保険法施行令第六條第一項第三號に依る委員

(御幸毛織株式會社工場勤務)	吉岡兼藏
(愛知時計電機株式會社工場勤務)	遠藤藤繁
(原名古屋製絲所勤務)	中島兵太郎

右のうち篠原委員(愛知縣知事)は會長である。尙愛知第一次健康保険審査會に於ては設置以來審査決定し



た事件が未だない。

第四 愛知縣の概観

一、位置及面積

愛知縣は本州の中央に位し尾張及三河の二國全部を管轄し、東經百三十六度四十分より百三十七度五十分、北緯三十四度三十六分より三十五度二十六分の間であり、面積は五、〇八一方軒一四である。

二、地勢

東は淺間山、本坂峠などを以て静岡縣に連り、南は太平洋に面し、西は伊勢灣を隔てて三重縣を望み、北は木曾川、三國山などを境として岐阜縣と長野縣とに隣してゐる。縣内の西部より南部に亘る一帯は所謂尾三平野で概ね平坦である。又北部より東北部に亘る地方は山地で千米を超ゆる峯巒も尠くない。尙知多、渥美の兩半島は共に太平洋に斗出して熱田灣、衣ヶ浦及渥美灣を抱いてゐる。主なる河川は木曾川、矢作川、豊川などである。

三、郡市町村數及現住戸口

縣内は五市（名古屋市は四區に分れてゐる）及十八郡に分れ、郡には八一町及一五〇村ある（以上昭和十一年八月三十一日現在）。又昭和九年末現在に於ける現住戸數は五七〇、四九七戸、現住人口は二、九一四、

二一一人（男一、四五八、〇五八人、女一、四五六、一五三人）で、現住戸數一戸當りの現住人口は五人一一である。

四、生産物價格

昭和九年に於ける生産物價格は左の通り一、〇八一、五九三、七四五圓で、同年末の現住戸數一戸當り一、八九六圓、現住人口一人當り三七一圓の計算である。

區別	生産物價格	上記のその合計に對する割合	區別	生産物價格	上記のその合計に對する割合
農産物	九、八〇四、四〇七	6.6%	水産物	一、二二九、四四六	1.4%
畜産物	二、三四、三九九	1.7%	工業物	九四八、二〇、五六	87.6%
林産物	三、五九、八二八	0.3%	合計	一、〇八一、五九三、七四五	100.0%
礦産物	二、三六五、一六九	0.3%			

右のうち一千萬圓以上の工産物の産額を擧ぐれば左の如くである。

品名	價格	品名	價格
織物	四〇三、三三三、四三九	軍需品類	三六、三三九、二四九
紡績	一七〇、六二、三三三	機械器具類	三、〇四六、四九〇
紡績	四九、九五、八八	機械製粉類	一七、六四〇、四三三
磁器類	四一、三六、四六	酒類	一七、四三三、九五六



品名	價	品名	價
和洋菓子	一七、三三、一六五 <sup>円</sup>	履物類	一、〇七、〇〇〇 <sup>円</sup>
染物	一七、〇九、九五	車輻類	一〇、三六、四六九
木製品	一五、六八、四六七		

(附録)

健康保険制度の概念

(本文中「法」とあるは健康保険法、「施行令」とあるは健康保険法施行令、「施行規則」とあるは健康保険法施行規則の略稱である)

第一 沿革及目的

わが國に於ける健康保険制度の確立は比較的最近のことである。即ち健康保険法は大正十一年四月二十二日法律第七十號を以て既に公布せられたが、大正十二年の關東大震災などのためにその施行が延期せられたものである。然しながらその後四圍の事情はこの勞働立法の施行に適するに至つたので、大正十五年三月二十七日法律第三十四號を以て同法の附則の一部を改正せられ、愈々大正十五年七月一日よりその一部の施行を見、更に昭和二年一月一日より残り全部を施行せられたものである。これに伴ひ健康保険法施行令(勅令)、健康保険法施行規則(内務省令)などの附屬法令も相次いで公布せられ、尙その後健康保険法及其の附屬法令中に屢々小部分の改正を加へられ以て今日に及んだものである。就中昭和九年三月二十四日法律第十三號を以て健康保険法の一部を改正せられ、被保険者の範圍を擴張せられたことは最近に於ける著しい改正であ



る。

健康保険は所謂社會保險の一部門で、主として工場、鑛山その他工業的事業に使用せらるる労働者の健康を恢復し、その經濟生活の安定を圖ることを目的とする相互扶助制度である。尙この制度は併せて勞資の協調及産業能率の増進に資するものである。而してこの制度は今や大體に於て圓滿に施行せられてゐる。

## 第二 被保險者

健康保險の被保險者には強制被保險者と任意包括被保險者と任意繼續被保險者との三種類がある。

### 一、強制被保險者

強制被保險者とは法律上當然被保險者たるもので、左の工場、事業場又は事業に使用せらるる者を謂ふものである（法一三條）。

- イ、工場法第一條の規定に依り同法の適用を受くる工場
- ロ、鑛業法の適用を受くる事業場又は工場
- ハ、左に掲ぐる事業にして常時五人以上の労働者を使用するもの
  - (一)、物の製造、加工、選別、包装、修理又は解體の事業
  - (二)、鑛物の採掘又は採取の事業

- (三)、電氣の傳導又は動力の發生若は傳導の事業
- (四)、地方鐵道法又は軌道法の適用を受くる事業
- (五)、右の「四」に掲ぐるものを除くの外陸上に於て爲す貨物又は旅客の運送の事業にして勅令を以て指定するもの（現在は(1)自動車、荷牛馬車又は荷車に依る運送の事業、(2)索道に依る運送の事業を指定せられてある）（昭和九年十二月勅令第四〇一號）

右の如くであるが左の者は被保險者とならなう。

イ、臨時に使用せらるる者のうち左に掲ぐる者（法一三條、施行令九條）

- (一)、六十日以内の期間を定めて使用せらるる者（但し所定の期間を超えて引續き使用せらるるに至りたる場合は被保險者たるものである）
- (二)、使用期間の定めなく勞務供給契約（人夫請負の如きもの）に基きて使用せらるる者又は試みに使用せらるる者（但し三十日を超えて引續き使用せらるるに至りたる場合は被保險者たるものである）
- (三)、日々雇入れらるる者（但し三十日を超えて引續き使用せらるるに至りたる場合は被保險者たるものである）
- (四)、その他内務大臣の定むる者（現在は季節的業務に使用せらるる者は被保險者たざること定められてある。但し百二十日以上使用せらるべき場合は被保險者たるものである）（大正十五年十月内務省



ロ、一年の報酬千二百圓を超ゆる職員(法一二三條)

ハ、政府の事業に使用せらるる官吏及待過官吏(法一二條、施行令附則、大正十五年十月内務省令第四八號)

二、任意包括被保險者

任意包括被保險者とは左の事業の事業主が被保險者となるべき者の二分一以上の同意を得て内務大臣の認可を受け、これ等の事業及これに附屬する事業に使用せらるる者を包括して被保險者としたる者を謂ふものである(法一四條、法一五條)。

イ、前記「一」の「ハ」の事業にして常時五人未満の労働者を使用するもの

ロ、土木工事又は工作物の建設、保存、修理若は破壊の工事にして内務大臣の指定するもの(現在は(1)電

信、電話、瓦斯又は水道に關する工作物の建設、保存、修理又は破壊の工事、(2)道路、河川、港灣、運

河、鐵道及軌道に關する土木工事、(3)砂防工事を指定せられてある)(昭和十年四月内務省告示第一七八

號)

ハ、貨物積卸の事業

ニ、その他勅令を以て指定する事業(現在指定せられてある事業がない)

ホ、前記「一」の工場、事業場又は事業に附屬する事業

又前記「一」の工場又は事業が強制被保險者を使用する工場又は事業たらざるに至りたる時、即ち工場法第一條の規定に依り同法の適用若は鑛業法の適用を受ける工場がその適用を受けざるに至りたる時又は前記「一」の「ハ」の事業が常時五人未満の労働者を使用するに至りたる時は、この工場又は事業について右の包括被保險者とする事の認可があつたものと看做され、これに使用せらるる者は當然被保險者となるものである(法一六條)。

強制被保險者の項に於て述べた被保險者たらざる者は、任意包括被保險者に在りても勿論被保險者たらざるものである。尙任意包括被保險者を使用する事業主はその被保險者の四分の三以上の同意を得て内務大臣の認可を受け、これ等の被保險者の全部をしてその資格を喪失せしむることができる(法一九條)。

三、任意繼續被保險者

任意繼續被保險者とは強制被保險者又は任意包括被保險者の資格を喪失したる者にして、資格喪失の際引續き六十日以上被保險者たりし者が、一定の期間内に保險者に對し申請して被保險者となつた者を謂ふものである(法二〇條)。而してこれ等の者は被保險者となつた日より百八十日を經過したとき又は保險料滞納十日に及んだときは被保險者の資格を喪失する(法二一條、施行規則一六條)。

第三 保險者



健康保険の保険者には政府と健康保険組合との二種類ある(法二二條)。

一、政府

政府は健康保険組合に属しない被保険者の健康保険を管掌するもので(法二四條)、これが現業務は主として道府縣廳警察部健康保険課(東京府に在りては警視廳保安部健康保険課)及健康保険出張所に於てこれを取扱ふものである。

二、健康保険組合

健康保険組合は組合員たる被保険者の健康保険を管掌するものである(法二五條)。

健康保険組合の設立には任意設立と強制設立との別がある。任意設立とは一又は二以上の事業について被保険者を常時三百人以上使用する事業主は、組合員となる資格を有する被保険者又は被保険者となるべき者の二分の一以上の同意を得て内務大臣の認可を受け設立するものである(法二八條、法二九條)(任意設立には二以上の事業主が共同して設立し得る途もある)。又強制設立とは一事業に於て強制被保険者を常時五百人以上使用する事業主に對し、内務大臣が組合を設立すべき旨を命令した場合に於て、この命令に基き内務大臣の認可を受けて組合を設立するものを謂ふのである(法三一條、法三二條)。

保険者は被保険者の健康を保持するため必要なる施設をすることができ、そのすることができる施設は左の如くである(法二三條、施行規則九條)。

- 一、保健に関する宣傳
- 二、傷病の豫防に関する施設
- 三、健康診断に関する施設
- 四、保養に関する施設
- 五、以上の外保険者に於て必要があると認むる施設

第四 保険給付

健康保険は被保険者の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し療養の給付(療養の給付に代へて療養費を支給することがある)、傷病手当金、埋葬料(埋葬費として支給することがある)、分娩費(産院に收容し又は助産の手當をすることがある)又は出産手当金の支給をするものである(法一條)。尙被保険者の資格を喪失した者に對しても特定の期間内の者に限りこれ等の給付をする(法五五條乃至五七條)。

一、傷病に關する給付

イ、療養の給付

被保険者が疾病に罹り又は負傷を受けた場合は療養の給付をする(法四三條)。尙療養上必要があると認むるときは病院に收容することもある(法四三條)。



療養の給付の範囲は左の如くである(施行令七四條)。

- (一) 診察
- (二) 薬剤又は治療材料の支給
- (三) 處置、手術その他の治療
- (四) 看護
- (五) 被保険者の移送

右のうち「三」の給付は緊急の場合その他保険者に於て必要があると認むる場合の外は、これに要する費用は一回二十圓を以て限度とし、又「四」及「五」の給付は保険者に於て必要があると認むる場合に於てのみする。尙「一」乃至「三」の給付は原則として保険醫に就きこれを受くるものである(施行令七五條)。

療養の給付は同一の疾病又は負傷及これに因り發したる疾病について、療養の給付開始の日より起算し百八十日を経過したときはその後これを給付しない(法四七條)。

前記の療養の給付の期間満了した場合に於ても左に該當する場合には、保険者は特に申請を承認し繼續して療養の給付をすることがある。但しこれが費用は給付後申請者より徴収する(法四八條)。

- (一) 被保険者が他の法令の規定に依り事業主より扶助を受くべき者(例へば工場法又は鑛業法に依り事

業主より扶助を受くべき者の如し)である場合に於て、その事業主より保険者に對し繼續して療養の給付をせられたき旨の申請があつたとき

- (二) 右以外の場合に於て療養の給付に要する費用の償還について擔保を提供し又は確實なる方法を定め、本人又は第三者より前同様申請があつたとき

#### ロ、療養費

特殊の事情のため療養の給付をすることが困難なる場合その他被保険者より申請があつた場合に於ては、療養の給付に代へて療養費を支給することがある(法四四條、施行令七七條)。

#### ハ、傷病手當金

疾病に罹り又は負傷を受けた被保険者に對しては、療養の給付をするの外療養のため勞務に服すること能はざりしときは、その期間傷病手當金として標準報酬日額の六割に相當する金額を支給する。但しその疾病又は負傷が業務上の事由に因らざる疾病又は負傷であるときは、勞務に服すること能はざるに至りたる日より起算し第四日目より支給する(法四五條)。尙病院に收容せられた被保険者に對する傷病手當金の額は家族數少き者に對してはこれを減額する(法四六條、施行令七九條)。又勞務に服すること能はざりし期間事業主より繼續して報酬の全部又は一部を受くる被保険者に對しては傷病手當金を支給しないか又は減額して支給する(法五八條、施行令八五條)。



傷病手当金の支給も療養の給付と同じく同一の疾病又は負傷及これに因り發したる疾病について、傷病手当金の支給開始の日より起算し百八十日を經過したときはその後これを支給しない(法四七條)。

二、死亡に關する給付

イ、埋葬料

被保険者が死亡したときは、被保険者に依つて生計を維持した者で埋葬を行ふ者に對し標準報酬日額の三十日分に相當する金額(この金額が三十圓に満たないときは三十圓)を埋葬料として支給する(法四九條)。

ロ、埋葬費

被保険者に依りて生計を維持した者にして埋葬を行ふ者がないときは、實際に埋葬を行つた者に對し右の金額の範圍内に於てその埋葬に要した費用に相當する金額を埋葬費として支給する(法四九條)。

三、分娩に關する給付

イ、分娩費

被保険者が分娩したときは分娩費として二十圓を支給する(法五〇條)。

分娩費は分娩前一年内に於て九十日以上被保険者たりし者でなければこれを支給しない(法五二條、施行令八二條)。

ロ、産院收容

難産の者に對し必要がありと認むるときは産院に收容する。この場合には分娩費を十圓に減額して支給する(法五一條、施行令八一條)。

産院收容は分娩前一年内に百八十日以上被保険者たりし者でなければこれを給付しない(法五二條、施行令八二條)。

ハ、助産の手當

被保険者に對しては助産の手當をする。この場合には分娩費を十圓に減額して支給する(法五一條、施行令八一條、昭和八年七月縣令第六二號健康保險助産手當規則)。

助産の手當は原則として保險產婆に就きこれを受くるものである。而して被保険者が正當の事由なくして助産の手當を受けなかつた場合と雖も分娩費はこれを十圓に減額して支給する。

助産の手當は分娩前一年内に九十日以上被保険者たりし者でなければこれを給付しない(法五二條、施行令八二條)。

ニ、出産手当金

被保険者が分娩したときは分娩費の支給、助産の手當などを給付するの外に、分娩の日前二十八日、分娩の日以後四十二日以内に於て勞務に服しなかつた期間出産手当金として標準報酬日額の六割に相當す



る金額を支給する(法五〇條、施行令八〇條)。尙産院に收容した被保険者に對する出産手當金の額は家族數少き者に對してはこれを減額する(法五一條、施行令八七條)。又勞務に服しなかつた期間事業主より繼續して報酬の全部又は一部を受くる被保険者に對しては出産手當金を支給しないか又は減額して支給する(法五八條、施行令八五條)。

出産手當金は分娩前一年内に於て百八十日以上被保険者たりし者でなければこれを支給しない(法五二條、施行令八二條)。

保險給付の制限については前記の外に尙左の如き制限がある。

- 一、被保険者が自己の故意の犯罪に因り又は故意に事故を生ぜしめた場合は保險給付の全部をしない(法六〇條)。
- 二、被保険者が闘争、泥酔若は著しき不行跡に因り又は故意に危害豫防に關する業務上の監督者の指揮に従はずして事故を生ぜしめた場合は、傷病手當金の全部又は一部の支給をしないことがある(法六一條)。
- 三、保險給付を受くべき者が左の一に該當する場合はその期間保險給付をしない(法六二條)。
  - イ、陸海軍に徴集又は召集せられたとき
  - ロ、健康保險法施行區域外に在るとき
  - ハ、感化院その他これに準ずべきものに入院せしめられたとき

ニ、刑務所、留置場又は勞役場に拘禁又は留置せられたとき

四、他の法令の規定に依り國又は公共團體の負擔に於て病院、病舎又は療養所に收容せられた者に對しては療養の給付をしない(法六二條)。

五、正當の理由なくして療養に關する指揮に従はない者に對しては、傷病手當金の一部を支給しないことがある(法六三條)。

六、詐欺その他不正の行爲に依り保險給付を受け又は受けんとした者に對しては、百八十日以内の期間を定めて傷病手當金又は出産手當金の全部又は一部を支給しないことがある(法六四條、施行令八八條)。

七、正當の理由なくして診断を拒んだ者に對しては、保險給付の全部又は一部をしないことがある(法六五條)。

##### 第五 費用の負擔

健康保險の事業に要する費用は保險料として事業主と被保険者とがこれを負擔する(法七一條、法七二條)。又健康保險組合の保險給付に要する費用の十分の一(被保険者一人當り年二圓を限度とする)は國庫に於てこれを負擔し(法七〇條)、政府管掌健康保險の保險給付に要する費用については、被保険者一人當り年二圓迄の金額を一般會計より健康保險特別會計に補給する(健康保險特別會計法三條)。



### 一、保険料の負擔割合

保険料は被保険者と事業主とに於て各二分の一宛を負擔する（健康保険組合では事業主の負擔割合を増加することができる）（法七二條、法七五條）。但し任意繼續被保険者は全額を負擔する（法七二條）。又小額所得者（標準報酬等級第三級以下）たる被保険者については事業主が二分の一よりも多く負擔する（法七三條、施行令九七條）。

被保険者の負擔すべき保険料額は一日について標準報酬日額の百分の三を超ゆることができない。若しこの制限を超えて保険料を徴収するの必要があるときはその超過部分は事業主の負擔たるものである（法七四條）。尙保険料率は被保険者に於てこれを定むるもので（施行令九五條）、現在政府の管掌する健康保険の保険料率は左の通りである（大正十五年十月内務省告示第一五九號）。

イ、石炭の試掘、採掘及これに附屬する事業の事業場又は工場に使用せらるる各被保険者についてはその標準報酬日額一圓につき八錢の割

ロ、右以外の各被保険者についてはその標準報酬日額一圓につき四錢の割

### 二、保険料の徴収

事業主は自己の負擔すべき保険料の外に、被保険者（任意繼續被保険者を除く）の負擔すべき保険料についても納付の義務がある（法七七條）。而して事業主は毎月の保険料を一纏めとし翌月末日迄に被保険者に納

付することを要する（健康保険組合ではこの納付期日について別段の規定を設けることができる）（施行令一〇〇條、施行令一〇一條）。

被保険者が傷病手当金又は出産手当金の支給を受くるとき、陸海軍に徴集又は召集せられたるとき、健康保険法施行區域外に在るときなどはその期間の保険料の負擔義務がない。従てこの分は事業主に於ても負擔の義務がないことは勿論である（法七六條）。

### 三、保険料の控除

右の如く事業主が被保険者の負擔する保険料をも納付する義務があるからその半面に於て、事業主は被保険者に對し賃金などを支拂ふ際に、その被保険者の負擔すべき前月分の保険料をその支拂ふ賃金などから控除する権利がある（法七八條、施行令九八條）。但し健康保険組合に在りては別段の規定を設けることができる（施行令一〇一條）。

### 四、保険料その他徴収金の滯納處分

保険料その他健康保険法の規定に依る徴収金をその納付義務者が滯納した場合は、被保険者は期限を指定してこれを督促する。而してこの場合に於ては督促手数料及延滞金を徴収する（法一一條、施行令五條ノ二、施行令五條ノ三）。

前記の督促を受くるもその指定期限迄に納付しないときは、被保険者は國稅滯納處分の例に依りこれを處分



し又は滞納者若はその者の財産の在る市町村に對しこれが處分を請求することができる。但し保險者が國稅滞納處分の例に依り處分することを得るは政府が保險者なる場合に限るものである(法一一條ノ二)。

### 第六 權利の救濟

保險給付に關する決定に不服ある者又は保險料その他健康保險法の規定に依る徵收金の賦課又は徵收の處分に不服ある者は、夫々審査の請求又は訴願若は訴訟の提起に依り救濟を求むる途がある。

一、保險給付に關する決定に不服ある者の救濟

保險給付に關する決定に不服ある者は、第一次健康保險審査會(道府縣毎に各一ある)に審査を請求し、その決定に不服ある者は第二次健康保險審査會(東京にある)に審査を請求し、尙その決定に不服ある者は通常裁判所に訴を提起することができる(法八〇條)。

二、保險料その他徵收金の賦課又は徵收の處分に不服ある者の救濟

保險料その他健康保險法の規定に依る徵收金の賦課又は徵收の處分に不服ある者は、内務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することができる(法八一條)。而してこの訴願の提起があつたときは内務大臣は第三次健康保險審査會(東京にある)の審査を経てこれを裁決する(法八二條)。

前記の健康保險審査會は一種の簡易裁判所の如きもので、その委員は(1)官吏、公吏又は學識經驗ある者、(2)

被保險者を使用する事業主、(3)被保險者の中より各同數宛を内務大臣又は内閣に於てこれを命ずるものである(施行令一〇六條、施行令一〇八條)。

### 第七 處罰

事業主、被保險者及健康保險組合は健康保險法令に違反したときは夫々處罰せらるる規定がある。

一、事業主に對する處罰

事業主は健康保險法令に違反したときは、各その條項の定むる所に依り罰金、過料又は科料に處せられる(法八七條乃至八九條、施行規則八〇條)。而して事業主が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者若は禁治産者である場合又は法人である場合には、健康保險法又は同法に基きて發する命令中事業主に適用すべき罰則はその法定代理人又は法令の規定に依り法人を代表する者にこれを適用せられる(法九二條)。又事業主はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者にして健康保險法若は同法に基きて發する命令又はこれに基きて爲す處分に違反したときは、自己の指揮に出でざるの故を以てその處罰を免るることができない(法九三條)。

二、被保險者に對する處罰

被保險者は健康保險法令に違反したときは、各その條項の定むる所に依り罰金又は科料に處せられる(施



行規則八一條。)

三、健康保險組合に對する處罰

健康保險組合に對し主務大臣より規約變更の命令その他監督上必要なる處分があつた場合に、健康保險組合がこれ等の命令に違反し又は處分を拒み若は妨げたときは、その健康保險組合の役員は百圓以下の過料に處せられる(法九〇條)。

昭和十一年十一月七日印刷  
昭和十一年十一月十日發行

(非賣品)

愛知縣警察部健康保險課

名古屋市中區南久屋町三丁目

印刷人

山 内 泰 次

名古屋市中區南久屋町三丁目

印刷所

名古屋印刷株式會社  
電話中二七七〇番二七七一番



中華民國二十九年

(附錄)

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司

各省銀行及信託公司



14.5  
577

